

平成 2 5 年 第 2 回

芦北町議会 3 月定例会会議録

開会 平成 2 5 年 3 月 4 日

閉会 平成 2 5 年 3 月 1 5 日



熊本県芦北町議会

平成 2 5 年第 2 回芦北町議会定例会会期日程

月 日	曜日	日 程
3 ・ 4	月	本会議（開 会） 諸報告 議長諸般の報告 行政報告 請願・陳情審査（委員長報告） 平成 2 5 年度施政方針と予算大綱説明 議案審議 議案の委員会付託
5	火	委員会審査 建設経済（現地調査、建設課、商工観光課） 総 務（企画財政課、総務課、議会事務局）
6	水	委員会審査 総 務（基幹支所、税務課） 文教厚生（生涯学習課、福祉課）
7	木	委員会審査 文教厚生（教育課、住民生活課） 建設経済（上下水道課、農林水産課、農業委員会）
8	金	委員会予備日
9	土	休日
1 0	日	休日
1 1	月	休会（議事整理）
1 2	火	休会（議事整理）
1 3	水	休会（議事整理）
1 4	木	一般質問
1 5	金	本議会（最終日） 議案審議（委員長報告） 閉会中の継続審査・調査の申出 （閉 会）

目 次

第1号（3月4日）

頁

1	議事日程	3
2	出席議員氏名	5
3	欠席議員氏名	5
4	説明のため出席した者の職氏名	5
5	事務局職員出席者	5
6	開会 開議	10
	日程第1 会議録署名議員の指名	10
	日程第2 会期の決定について	10
	日程第3 諸報告	10
	議長諸般の報告	
	行政報告	
	（一括議題＝日程第4から日程第6まで）（平成24年受付分）	
	日程第4 請願第2号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充する ことを求める意見書提出に関する請願について	10
	日程第5 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について	10
	日程第6 陳情第10号 湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情に ついて	10
	日程第7 議案第1号 平成24年度芦北町一般会計補正予算（第9号）	13
	日程第8 議案第2号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算 （第2号）	20
	日程第9 議案第3号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算 （第2号）	21
	日程第10 平成25年度施政方針と予算大綱説明	22
	（一括議題＝日程第11から日程第32まで）	
	日程第11 議案第4号 平成25年度芦北町一般会計予算	30
	日程第12 議案第5号 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	30
	日程第13 議案第6号 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計予算	30
	日程第14 議案第7号 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計予算	30
	日程第15 議案第8号 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	30
	日程第16 議案第9号 平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	30
	日程第17 議案第10号 平成25年度芦北町有温泉事業特別会計予算	30
	日程第18 議案第11号 平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	30
	日程第19 議案第12号 平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	30
	日程第20 議案第13号 平成25年度芦北町水道事業会計予算	30

日程第21	議案第14号	芦北町健康づくり推進条例の制定について……………	30
日程第22	議案第15号	芦北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定につい て……………	30
日程第23	議案第16号	芦北町製塩施設条例の制定について……………	30
日程第24	議案第17号	芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の制定について……………	30
日程第25	議案第18号	芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに 係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準 を定める条例の制定について……………	30
日程第26	議案第19号	芦北町清掃センターの技術管理者の資格を定める条例の 制定について……………	30
日程第27	議案第20号	芦北町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例 の制定について……………	30
日程第28	議案第21号	芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要 な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について……	30
日程第29	議案第22号	芦北町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める 条例の制定について……………	30
日程第30	議案第23号	芦北町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める 条例の制定について……………	30
日程第31	議案第24号	芦北町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例 の制定について……………	31
日程第32	議案第25号	芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並び に水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定につい て……………	31
日程第33	議案第26号	芦北町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する 条例の制定について……………	32
日程第34	議案第27号	芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の 一部を改正する条例の制定について……………	33
日程第35	議案第28号	芦北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定につい て……………	34
日程第36	議案第29号	芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定につ いて……………	35
日程第37	議案第30号	芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する 条例の制定について……………	35
日程第38	議案第31号	芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に 関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	36

日程第39	議案第32号	芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定について……	37
日程第40	議案第33号	熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について ……………	38
(一括議題＝日程第41から日程第42まで)			
日程第41	議案第34号	町道の路線廃止について ……………	38
日程第42	議案第35号	町道の路線認定について ……………	38
日程第43	議案第36号	工事請負契約の変更について ……………	40
日程第44	発議第1号	芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について……………	40
日程第45	発議第2号	芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について……………	41
7	散会……………		42

第2号（3月14日）

1	議事日程……………	45
2	出席議員氏名……………	45
3	欠席議員氏名……………	45
4	説明のため出席した者の職氏名……………	45
5	事務局職員出席者……………	45
6	開議……………	50
日程第1	一般質問……………	50
(1)	草野安道議員第1回目一般質問……………	50
	○竹崎町長答弁……………	50
	○藤井生涯学習課長答弁……………	51
	草野安道議員第2回目一般質問……………	52
	○竹崎町長答弁……………	52
	草野安道議員第3回目一般質問……………	52
	○山元商工観光課長答弁……………	53
	草野安道議員第4回目一般質問……………	53
	○山元商工観光課長答弁……………	53
	○竹崎町長答弁……………	53
	草野安道議員第5回目一般質問……………	53
	○藤井生涯学習課長答弁……………	54
	草野安道議員第6回目一般質問……………	54
	○藤井生涯学習課長答弁……………	54
	草野安道議員第7回目一般質問……………	55

(2) 川尻成美議員第1回目一般質問	55
○竹崎町長答弁	57
○坂梨総務課長答弁	57
○澁谷教育委員長答弁	58
○竹浦教育長答弁	58
○本山教育課長答弁	59
川尻成美議員第2回目一般質問	60
○竹崎町長答弁	60
川尻成美議員第3回目一般質問	60
○坂梨総務課長答弁	61
川尻成美議員第4回目一般質問	61
○竹崎町長答弁	61
川尻成美議員第5回目一般質問	61
○竹崎町長答弁	62
川尻成美議員第6回目一般質問	62
○竹浦教育長答弁	62
川尻成美議員第7回目一般質問	62
○竹浦教育長答弁	63
川尻成美議員第8回目一般質問	63
○澁谷教育委員長答弁	64
○竹浦教育長答弁	64
川尻成美議員第9回目一般質問	64
○本山教育課長答弁	64
川尻成美議員第10回目一般質問	64
○本山教育課長答弁	65
川尻成美議員第11回目一般質問	65
○坂梨総務課長答弁	65
 (3) 林田燿宏議員第1回目一般質問	65
○竹崎町長答弁	66
○井上企画財政課長答弁	66
○坂梨総務課長答弁	66
○澁谷教育委員長答弁	67
○竹浦教育長答弁	67
林田燿宏議員第2回目一般質問	67
○井上企画財政課長答弁	68
林田燿宏議員第3回目一般質問	68

○井上企画財政課長答弁	68
林田燿宏議員第4回目一般質問	68
○井上企画財政課長答弁	69
林田燿宏議員第5回目一般質問	69
○井上企画財政課長答弁	69
林田燿宏議員第6回目一般質問	69
○坂梨総務課長答弁	70
林田燿宏議員第7回目一般質問	70
○坂梨総務課長答弁	70
林田燿宏議員第8回目一般質問	70
○坂梨総務課長答弁	70
林田燿宏議員第9回目一般質問	71
○坂梨総務課長答弁	71
林田燿宏議員第10回目一般質問	71
○坂梨総務課長答弁	71
林田燿宏議員第11回目一般質問	71
○竹浦教育長答弁	72
林田燿宏議員第12回目一般質問	72
○竹浦教育長答弁	73
林田燿宏議員第13回目一般質問	73
(4) 坂本登議員第1回目一般質問	73
○竹崎町長答弁	75
○坂梨総務課長答弁	75
○竹浦教育長答弁	75
○山口建設課長	75
坂本登議員第2回目一般質問	76
○坂梨総務課長答弁	77
坂本登議員第3回目一般質問	77
○坂梨総務課長答弁	78
坂本登議員第4回目一般質問	78
○竹崎町長答弁	79
坂本登議員第5回目一般質問	79
○本山教育課長答弁	79
坂本登議員第6回目一般質問	80
○竹浦教育長答弁	80
坂本登議員第7回目一般質問	80

○竹浦教育長答弁	80
坂本登議員第8回目一般質問	81
○竹浦教育長答弁	81
坂本登議員第9回目一般質問	81
7 散会	81

第3号（3月15日）

頁

1 議事日程	85
2 出席議員氏名	86
3 欠席議員氏名	86
4 説明のため出席した者の職氏名	86
5 事務局職員出席者	86
6 開議	88
(一括議題＝日程第1から日程第22まで)	
日程第1 議案第4号 平成25年度芦北町一般会計予算	88
日程第2 議案第5号 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算	88
日程第3 議案第6号 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計予算	88
日程第4 議案第7号 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計予算	88
日程第5 議案第8号 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算	88
日程第6 議案第9号 平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算	88
日程第7 議案第10号 平成25年度芦北町有温泉事業特別会計予算	88
日程第8 議案第11号 平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算	88
日程第9 認定第12号 平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算	88
日程第10 議案第13号 平成25年度芦北町水道事業会計予算	88
日程第11 議案第14号 芦北町健康づくり推進条例の制定について	88
日程第12 議案第15号 芦北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について	88
日程第13 議案第16号 芦北町製塩施設条例の制定について	88
日程第14 議案第17号 芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	88
日程第15 議案第18号 芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	88
日程第16 議案第19号 芦北町清掃センターの技術管理者の資格を定める条例の制定について	88

日程第17	議案第20号	芦北町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について	88
日程第18	議案第21号	芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について	88
日程第19	議案第22号	芦北町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について	88
日程第20	議案第23号	芦北町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について	88
日程第21	議案第24号	芦北町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について	88
日程第22	議案第25号	芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について	89
日程第23	議員派遣の件		108
(一括議題＝日程第24から日程第27まで)			
日程第24	総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出		108
日程第25	建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出		108
日程第26	文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出		108
日程第27	議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出		108
7	閉会		108

平成25年第2回芦北町議会定例会議事日程（第1号）

平成25年3月4日
午前10時開会
於 議 場

1 議事日程

開会宣告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸報告

議長諸般の報告

行政報告

（一括議題＝日程第4から日程第6まで）（平成24年受付分）

日程第4 請願第2号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する請願について

日程第5 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について

日程第6 陳情第10号 湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情について

日程第7 議案第1号 平成24年度芦北町一般会計補正予算（第9号）

日程第8 議案第2号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

日程第9 議案第3号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

日程第10 平成25年度施政方針と予算大綱説明

（一括議題＝日程第11から日程第32まで）

日程第11 議案第4号 平成25年度芦北町一般会計予算

日程第12 議案第5号 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算

日程第13 議案第6号 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計予算

日程第14 議案第7号 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計予算

日程第15 議案第8号 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算

日程第16 議案第9号 平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算

日程第17 議案第10号 平成25年度芦北町有温泉事業特別会計予算

日程第18 議案第11号 平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算

日程第19 議案第12号 平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算

日程第20 議案第13号 平成25年度芦北町水道事業会計予算

日程第21 議案第14号 芦北町健康づくり推進条例の制定について

日程第22 議案第15号 芦北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について

日程第23 議案第16号 芦北町製塩施設条例の制定について

- 日程第24 議案第17号 芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第25 議案第18号 芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第26 議案第19号 芦北町清掃センターの技術管理者の資格を定める条例の制定について
- 日程第27 議案第20号 芦北町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第28 議案第21号 芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第29 議案第22号 芦北町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について
- 日程第30 議案第23号 芦北町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について
- 日程第31 議案第24号 芦北町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について
- 日程第32 議案第25号 芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について
- 日程第33 議案第26号 芦北町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第34 議案第27号 芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第35 議案第28号 芦北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第36 議案第29号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第37 議案第30号 芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第38 議案第31号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第39 議案第32号 芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第40 議案第33号 熊本県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について
- (一括議題＝日程第41から日程第42まで)
- 日程第41 議案第34号 町道の路線廃止について
- 日程第42 議案第35号 町道の路線認定について
- 日程第43 議案第36号 工事請負契約の変更について

日程第44 発議第1号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について
 日程第45 発議第2号 芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について
 (散 会)

2 出席議員 (15人)

1番 坂 本 登 君	2番 林 田 燿 宏 君
3番 宮 内 道 則 君	4番 寺 本 順 一 君
5番 古 村 逸 男 君	6番 白 坂 康 浩 君
7番 草 野 安 道 君	8番 前 田 徹 一 君
9番 元 山 秀 志 君	10番 宮 尾 秀 行 君
11番 平 松 洋 一 君	12番 川 尻 成 美 君
14番 岡 部 恵 美 子 君	15番 寺 本 修 一 君
16番 藤 井 公 明 君	

3 欠席議員 (1人)

13番 水 口 宣 之 君

4 説明のため出席した者の職氏名 (18人)

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 委 員 長 澁 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長 坂 梨 優 君	企画財政課長 井 上 民 男 君
税 務 課 長 吉 田 茂 君	住民生活課長 楠 原 清 照 君
福 祉 課 長 宮 下 祐 一 君	農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
商工観光課長 山 元 信 作 君	建 設 課 長 山 口 純 志 君
上下水道課長 湯 野 一 之 君	会計管理者兼会計室長 早 川 純 一 君
田浦基幹支所長 野 口 博 司 君	教 育 課 長 本 山 昭 君
生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君	農業委員会事務局長 江 上 繁 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名 (2人)

議会事務局長 寺 川 健 一 君 次 長 (主幹) 福 田 貴 司 君

議長諸般の報告

- 1 例月現金出納検査結果報告書（別紙のとおり）
- 2 水俣芦北広域行政事務組合議会定例会
期 日 平成24年12月21日（金）
場 所 水俣芦北広域行政事務組合講堂
議 題
 - ・議案第11号 水俣芦北広域行政事務組合一般会計決算認定について（原案可決）
 - ・議案第12号 平成24年度水俣芦北広域行政事務組合一般会計補正予算（第2号）（原案可決）
- 3 八代・天草架橋建設促進総決起大会
期 日 平成25年2月4日（月）
場 所 八代ハーモニーホール（市民ホール）
内 容 ・特別講演
講師：社）国土政策研究会理事PFI事務局長 伊庭良知 氏
・大会決議
- 4 熊本県町村議会議長会第63回定期総会
期 日 平成25年2月19日（火）
場 所 熊本県市町村自治会館（熊本市）
内 容 全国町村議会議長会表彰（町村議会議長7年以上在職者）
熊本県町村議会議長会表彰（町村議会正副議長7年以上在職者）
議 題
 - ・報告第1号 会務報告
 - ・報告第2号 平成24年度補正予算の報告
 - ・認定第3号 平成23年度歳入歳出決算の認定について（原案認定）
 - ・議案第1号 平成25年度歳入歳出予算の議決について（原案可決）
 - ・議案第2号 熊本県町村議会議長会会則の一部改正（原案可決）
 - ・議案第3号 各郡提出案件の審議（葦北群は、交通・産業基盤及び農業生産基盤の整備について要望）
 - ・議案第4号 宣言
 - ・議案第5号 決議

- ・協議第1号 実行運動方法協議

上記のとおり報告します。

平成25年3月4日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

芦町監第45号
平成25年2月7日

芦北町議会議長 藤 井 公 明 様

芦北町監査委員 山 下 生 吾
芦北町監査委員 古 村 逸 男

例月現金出納検査の結果に関する報告の提出について

地方自治法第235条の2第1項の規定により例月現金出納検査を実施したので、同条第3項の規定により、その結果に関する報告を下記のとおり提出します。

記

1. 検査の対象

会計管理者の権限に属する現金（歳計現金、一時借入金及び基金並びに歳入歳出外現金）の出納及び保管

2. 検査現在期日

平成25年1月31日

3. 検査実施日

平成25年2月7日

4. 検査の結果及び意見

検査現在期日における歳計現金及び基金並びに歳入歳出外現金（一時借入金なし）の保管状況は、預金通帳、保管現金及び現金保管状況一覧表と照合した結果すべて符号し相違ないこと及び適正に処理されていることを確認した。

また、出納事務については、現金出納にかかる証拠書類及び関係帳表と照合、検査の結果、計数に誤りはなく何ら不正非違の点も見受けられず、すべて適正に処理されていることを認めた。

なお、参考まで検査現在期日における現金の現在高は、次のとおりである。

一般会計・特別会計	歳 計 現 金	1,060,132,098 円
	一 時 借 入 金	0 円
	基 金 に 関 す る 現 金	4,567,774,827 円
	歳 入 歳 出 外 現 金	50,228,279 円
	計	5,678,135,204 円
水道事業会計		123,658,790 円

平成 2 5 年第 2 回 芦北町議会定例会請願・陳情文書表

受理年月日 番 号	住 所	氏 名	要 旨	所管委員会
H24. 10. 22 陳情第 10 号	芦北町大字湯 浦 1507-4	湯浦活性化協議会 会長 宮島 澄廣	湯浦地域の振興と安全安心の まちづくりに関する陳情	文教厚生 常任委員会 建設経済 常任委員会

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

ただいまから、平成25年第2回芦北町議会定例会を開会します。水口君から欠席届けが出ております。

これより、本日の会議を開きます。お手元に配付の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤井公明君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、12番 川尻君及び14番 岡部君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定について

○議長（藤井公明君） 日程第2、「会期の決定について」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、先に開催されました議会運営委員会において、3月15日までとの答申がっております。本日から3月15日までの、12日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から15日までの12日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸報告

○議長（藤井公明君） 日程第3、「諸報告」を行います。

例月現金出納検査結果及び閉会中に出席した議長の諸般の報告と町長の行政報告については、お手元に配付のとおりです。

以上で、諸報告を終わります。

-----○-----

日程第4 請願第2号 熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する請願について

日程第5 陳情第1号 湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について

日程第6 陳情第10号 湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情について

○議長（藤井公明君） 日程第4、請願第2号から日程第6、陳情第10号までを芦北町議会会議規則第36条の規定により、一括議題とします。

12月定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました請願・陳情で閉会中の継続審査としておりました事件について、委員長報告を求めます。

質疑は、委員長報告が終了したのち、一括して行います。白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 皆さんおはようございます。文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

当委員会に付託され継続審査となっておりました請願1件、陳情2件について、去る2月12日と22日に審査を行いました。請願の審査にあたっては紹介議員であります坂本 登議員に出席を求め審査しましたので、その経緯と結果について報告いたします。

請願第2号「熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する請願」につきましては、現在、県の乳幼児医療費助成は4歳未満までを対象に行っておりますが、子育て世代への支援の観点から、就学前まで拡充するよう県に対し意見書の提出を求めるものであります。

乳幼児医療費助成については、県内市町村の取り組みはそれぞれであります。本町においては、平成24年度から高校3年生までを対象に、町の責任、町長の政策判断によって医療費の無料化が既に実施されており、他市町村に先駆けて県内トップの子育て支援が行われております。

県においては、乳幼児医療を充実し支援していくことは大切であるが、各市町村は既に県よりも手厚い支援を行っており、助成しても県民にとってサービス水準の向上につながらない。また、助成には多額の財政負担が伴うことや発達障害児に対する支援の充実、病児・病後児保育の充実を優先的に取り組みたいとしており、県の財政事情や緊急性及び県内市町村の足並みも揃っていないことから、意見書を提出しても実現の可能性がないため全会一致で不採択とするべきものに決しました。

次に、陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情」につきましては、福祉課からこれまでの対応と経過について説明を受け審査いたしました。各地区の遺族会合同の役員会が開催されまして慰霊塔、慰霊碑の集約合祀の話もなされているようであります。

遺族会の方向性がまだ決まっていない状況でありますので、委員会としましては、今後、各遺族会の話し合いの結果を見極めたうえで審査を進める必要があることから、全会一致で引き続き継続審査することに決しました。

次に、陳情第10号「湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情」については、湯浦活性化協議会を中心に関係区長や繁栄会において、湯浦地区のまちづくりの方策について協議された中で、現在の湯浦運動公園グラウンドを高台に移転し、その跡地に温泉施設や物産館等を整備し、まちづくりの拠点施設とすることや湯浦温泉街の整備などをお願いしたいという内容であります。

陳情内容が多岐に及んでいるため、関係所管の委員会と総合的に審査する必要があることから全会一致で継続審査とすることに決しました。

なお、当委員会所管以外の内容も含まれておりますので、会議規則第90条第3項の規定により、建設経済常任委員会へ併せて付託されるよう、議長へ申し出をいたしております。

以上で、文教厚生常任委員長報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから日程第4、請願第2号から日程第6、陳情第10号までを順次討論を行い、採決します。

日程第4、請願第2号「熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する請願について」討論ありませんか。坂本君。

○1番（坂本 登君） 請願第2号、熊本県へ子ども医療費完全無料化を就学前まで拡充することを求める意見書提出に関する請願について、不採択になったことに対して反対の討論を行います。

この委員長報告によりますと、反対理由の中に、「助成しても県民にとってサービスの向上につながらない」また、「意見書を提出しても実現の可能性がないため」というふうになっています。助成をして県民にとってサービスがないどころか、芦北町にとっても財政負担がその分軽くなり、新たな福祉の向上につながるので、サービス水準の向上につながらないというのは当たらないのではないかと思います。そして意見書を提出しても実現の可能性がないというのであれば、国や県に対して自治体議会が意見をいうことはできない、決まった事には物が言えないというふうに解釈も取れます。

また、公共と言いますか、町の公益に加わる事であれば住民要求に基づいて意見書を上げるのは議会の権利であります。

そういうことをもって、不採択には反対です。

○議長（藤井公明君） 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。宮内君。

○3番（宮内道則君） 私は、請願第2号について賛成の討論を行います。

ただいま文教厚生常任委員長から報告がありましたように、全県下市町村において何らかの策が。

○議長（藤井公明君） すみません、マイクをいいですか。

○3番（宮内道則君） 講じられておりまして、あえて熊本県への就学前までの無料化を拡充させることは財政的にも困難であると思われます。

よって、請願第2号につきましては、私は委員長報告のとおり賛成するものでございます。以上です。

○議長（藤井公明君） これで討論を終ります。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。委員長報告は不採択であります。委員長報告のとおり決定することに、御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。

この請願第2号は、委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藤井公明君） 起立多数です。

したがって請願第2号は、委員長報告のとおり不採択とすることに決定しました。

○議長（藤井公明君） 日程第5、陳情第1号「湯浦慰霊塔の移設に関する陳情について」
討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから陳情第1号を採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することに御異議
はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

○議長（藤井公明君） 日程第6、陳情第10号「湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに
関する陳情について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、陳情第10号を採決します。

お諮りします。委員長報告は継続審査です。委員長報告のとおり決定することに、御異議
ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情第10号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定しました。

なお、陳情第10号につきましては、委員長報告の中にもありましたが、陳情の内容が二
つ以上の委員会に属しておりますので、議会運営委員会の答申を得て会議規則第90条第3
項の規定により、お手元に配付しております請願・陳情文書表のとおり、建設経済常任委員
会に併せて付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、請願・陳情表のとおり付託するこ
とに決定しました。

—————○—————

日程第7 議案第1号 平成24年度芦北町一般会計補正予算（第9号）

○議長（藤井公明君） 日程第7、議案第1号「平成24年度芦北町一般会計補正予算（第9
号）」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） おはようございます。よろしくお願いいたします。議案第1
号、平成24年度芦北町一般会計補正予算（第9号）について御説明をいたします。

今回の補正は、予算の総額に歳入歳出、それぞれ4億3,109万9,000円を追加し、
予算の総額を114億8,845万7,000円とするものでございます。今回の補正につ

きましては、国の経済対策に伴う、地域の元気臨時交付金を活用した事業の補正と、事業費の確定に伴う過不足額の補正が主なものでございます。また、第2条で繰越明許費を計上をいたしております。

それでは補正の内容につきまして、お手元に配付しております、予算書を基に歳出から御説明をいたします。予算書10ページをお開き下さい。

款2、総務費です。目1、一般管理費の補正額1億5,337万6,000円は、国の経済対策に伴うもので、田浦基幹支所ほか、2施設の耐震改修実施設計委託料1,021万7,000円と、役場庁舎耐震補強工事監理委託料を420万7,000円、役場庁舎耐震補強工事費1億3,895万2,000円でございます。

目6、企画費の補正額18万9,000円は、水俣芦北広域行政事務組合において勧奨退職者が発生致しますので、その負担金を増額するものでございます。

目12、高速交通対策費の補正額40万9,000円は国の経済対策に伴い、肥薩おれんじ鉄道株式会社が実施します、トンネル3か所分の老朽化対策にかかる補助金でございます。

款3、民生費です。目4、高齢者福祉の補正額1,713万円はグループホーム開設にかかる介護基盤緊急整備特別対策事業補助金1,620万円と、平成23年度に実施いたしました介護システムにかかる国庫負担金等精算償還金93万円でございます。

次に款5、農林水産業費です。項1、農業費、目3、農業振興費の1,499万1,000円の減額は、JAあしきたが実施しました精米機整備にかかる事業費が確定したことによる減額補正でございます。

目4、畜産業費の補正額143万7,000円は国の経済対策に伴い、経営体育成支援事業を活用して実施されますトラクター購入にかかる補助金でございます。

目5、農道施設事業費の補正額50万円は広域農道全線開通に伴い、劣化した区画線の引き直しにかかる県への負担金でございます。

11ページになります。目6、かんがい排水改良事業費の補正額2,200万円は、国の経済対策に伴い、町内3か所で実施されます地下水制御型かんがい排水整備にかかる測量設計業務委託料170万円と、工事費2,030万円でございます。

目10、中山間地域総合整備事業費の補正額150万円は、田浦鶴田地区で実施されるさく井工事にかかる負担金でございます。

目14、芦北地区排水対策特別事業費の1,025万円の減額は、排水機場整備事業の事業確定に伴う、県負担金の減額でございます。

項3、水産業費です。目3、漁港建設費の補正額1億4,200万円は国の経済対策に伴い、海浦漁港で実施されます水産物供給基盤機能保全事業長寿命化計画の業務委託料700万円及び漁村再生交付金を活用して、牛の水漁港で実施されます物揚場、用地護岸、道路整備にかかる工事費1億3,500万円でございます。

次に款6、商工費です。目2、商工業振興費の1,310万円の減額は、東海カーボン株式会社に対する企業立地促進補助金を平成24年5月操業予定で予算化しておりましたが、社会情勢等の変化で操業が遅れており、年度内執行が不可能となったため減額をするもので

ございます。

次に款 7、土木費、項 2、道路橋りょう費でございます。目 2、道路維持費の補正額 1, 160 万円は国の経済対策に伴うもので、町道トンネル 2 か所点検委託料 900 万円と、町道法面 4 か所の長寿命化修繕計画策定にかかる点検委託料 260 万円でございます。

目 3、道路新設改良費の補正額 8, 600 万円は国の経済対策に伴い、道整備交付金を活用して実施されます町道宮崎湯治線の整備にかかる測量設計業務委託料 700 万円と工事費 7, 900 万円でございます。

目 4、橋りょう維持費の補正額 1, 460 万円は国の経済対策に伴い、社会資本整備交付金を活用して実施されます橋りょう長寿命化修繕計画策定にかかる点検委託料でございます。

項 4、港湾費でございます。目 1、港湾管理費の補正額 3, 113 万 6, 000 円は、県の国庫補助金事業採択に伴う、海岸堤防対策、津波・高潮対策、荷揚場改良等にかかる県事業への負担金の補正でございます。

次に款 9、教育費でございます。目 1、学校管理費の補正額 5, 287 万 8, 000 円は国の経済対策に伴い、学校施設環境改善交付金を活用して実施されます佐敷中学校の外壁改修工事費でございます。

次に款 10、災害復旧費でございます。農地災害復旧費の 3, 582 万 2, 000 円の減額と、農業用施設災害復旧費の 2, 949 万 3, 000 円の減額は、査定申請数の減による減額でございます。

続きまして、歳入について御説明を申し上げます。予算書 8 ページになります。款 9、地方交付税につきましては普通交付税 3, 452 万 8, 000 円をあてております。

次に款 11、分担金及び負担金につきましては、目 1、農林水産業費分担金といたしまして、地下水位制御型かんがい排水整備にかかる農業基盤整備促進事業分担金 126 万円と、田浦鶴田地区さく井工事にかかる地域密着型農業基盤整備事業分担金 50 万円を計上いたしております。

目 4、災害復旧費分担金につきましては事業費の減少にともない、農業用施設災害復旧費分担金 349 万 4, 000 円と、農地災害復旧費分担金 534 万 5, 000 円を減額するものでございます。

次に款 13、国庫支出金につきましては目 1、総務費国庫補助金として役場庁舎耐震補強にかかる社会資本整備総合交付金 4, 972 万 1, 000 円と、今回の経済対策にかかる地域の元気臨時交付金 1 億 4, 316 万 6, 000 円を計上いたしております。

目 4、土木費国庫補助金といたしまして、宮崎湯治線整備にかかる道整備交付金 4, 250 万円と、橋りょう、トンネル法面の長寿命化計画策定にかかる社会資本整備交付金、それぞれを計上いたしております。

目 6、教育費国庫補助金といたしまして、佐敷中学校の外壁工事にかかる学校施設環境改善交付金 1, 151 万 2, 000 円を計上いたしております。

目 8、災害復旧費国庫補助金 956 万円は激甚災害指定に伴うもので、査定設計委託費に

かかる補助金でございます。

9 ページになります。款 14、県支出金でございます。目 2、民生費県補助金といたしまして、グループホーム 3 か所の開設準備にかかる特別対策事業補助金 1,620 万円を計上いたしております。

目 4、農林水産業費県補助金の農業費補助金 388 万 2,000 円は地下水位制御型かんがい排水整備にかかる農業基盤整備促進事業補助金 1,470 万円と、JA あしきたが実施しました精米機整備にかかる事業費の確定に伴う、強い農業づくり交付金 1,225 万 5,000 円の減額、それと経営体育成支援事業補助金 143 万 7,000 円を計上いたしております。

水産業費補助金の 7,050 万円は、牛の水漁港の整備にかかる牛の水漁港漁村再生交付金 6,700 万円と、海浦漁協で実施される調査保全計画策定にかかる水産物供給基盤機能保全事業補助金 350 万円を計上いたしております。

目 9、災害復旧費県補助金の 4,595 万 6,000 円の減額は事業確定に伴う農業施設災害復旧費補助金 2,409 万 7,000 円の減額と、農地災害復旧事業費補助金 2,185 万 9,000 円の減額でございます。

款 17、繰入金 7,000 万円につきましては財政調整基金から繰り入れるものでございます。

款 18、繰越金 1,608 万 1,000 円につきましては前年度からの繰越金でございます。

次に繰越明許費について御説明をいたします。予算書 4 ページの第 2 表、繰越明許費を御覧ください。款 2、総務費の公共施設耐震補強事業ほか、16 事業、総額 11 億 8,084 万 5,000 円については、関係機関からの内示の遅れ、国の経済対策に伴う事業で、年度内着工が困難であるなどの理由で翌年度への繰越をお願いをするものでございます。

まず、総務費の公共施設耐震補強事業 1 億 5,337 万 6,000 円と、並行在来線対策事業 40 万 9,000 円は国の経済対策によるものでございます。

農林水産業費の産地再生関連施設緊急整備事業 2 億 2,206 万円につきましては、9 月の補正で議決をいただいております、JA あしきたが行うゼリー工場にかかるもので、国の内示手続きが遅れ、適正工期が確保できないため、繰越をお願いするものでございます。

農業基盤整備促進事業 2,200 万円につきましては国の経済対策によるものでございます。

芦北町木造住宅建築支援事業 724 万円につきましては 12 月以降に申請があったものについて年度内完了が困難なため、繰越をお願いするものでございます。

水産物供給基盤保全事業 700 万円と牛の水漁港整備事業 1 億 3,500 万円につきましては国の経済対策に伴い繰越をするものでございます。

土木費の町道維持管理事業 1,160 万円につきましては、トンネル点検、法面点検にかかるもので、国の経済対策によるものでございます。町道新設改良事業 1 億 643 万 6,000 円につきましては、国の経済対策に伴い、宮崎湯治線の年度内着工が困難なため繰越す

ものでございます。また、9月補正でお願いをいたしました、乙千屋線については11月に家屋移転が完了し、着工をいたしておりますが、適正工期が確保できないため繰越をするものでございます。

橋りょう維持事業1,460万円につきましては、国の経済対策によるものでございます。

橋りょう新設改良事業1,126万5,000円につきましては、宮浦川橋の施工に際しまして道路整備を先行をさせたため、適正工期が確保が困難なため、繰越をお願いするものでございます。

排水対策事業1億2,479万5,000円につきましては、花岡東排水機場の整備にあたり用地交渉に時間を要したことと、設計見直しにより適正工期が確保が困難なため繰越すようお願いするものでございます。

次に教育費でございます。中学校教育環境整備事業5,287万8,000円につきましては、国の経済対策によるものでございます。

次に災害復旧費でございます。農地災害復旧事業5,341万9,000円、農業用施設災害復旧事業3,455万3,000円、林道施設災害復旧事業2,167万2,000円及び公共土木施設災害復旧事業2億254万2,000円につきましては、災害査定等により着工が遅れ、適正工期の確保が困難なため繰越をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） それであの、今回4億3,100万円余の補正でありますし、また、第2表におきます繰越明許のほうは11億8,000万円余の繰越が補正されておりますが、まず、減額補正のほうで3点ほど質疑を行います。款5におきます農業振興費と、項の3で、あ、項の3じゃなかった、款の6の商工費のほうですけども、まず農業振興費の減額ですけども、入札残というふうに思いますけども、JAの要望書等も持ってきておりますけれども、2つの予算を、事業費だというふうに思います、ゼリー工場の分と米精米のほうだというふうに思います。全体で具体的にどれだけの予算でどうだったのかというのを、具体的をお願いをしたいと思います。

また、商工振興費の中で企業立地促進補助金というのが、当初予算で組まれておりまして、全額補正という、減額ということで見通しがつかないような感じでありますが、当初予算の組み方がちょっと甘かったんじゃないかなというふうにも考えられますが、その理由についてもう少し具体的に所感でお願いすればというふうに思います。

また、繰越のほうで、明許ですね、県の経済対策によりまして、こういう補正を今回されるわけですけども、災害においては災害査定の中で発注されまして、年度内にできないということで大体わかりますけども、まず災害においては、大体この繰越のほうはどれくらいで期間として終わる見込みなのか、また、この大きな政府の対策によるこの事業は、大まかに、工程的にどの事業がいつ発注されていつ工事が終わる見込みなのか、具体的に説明いただければと思います。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 農林水産課関係について申し上げます。まず予算書の10ページにございます、1,499万1,000円の減額につきましては、これは精米施設のみの減額でございまして、精米施設は計画時点では5,985万円を予定をしておりましたが、それが入札によって3,112万2,000円になったということであります。一方、ゼリー工場につきましては、現時点で建築工事のほうが入札がまだ終わっておりませんので、これにつきましては当初の予算をそのまま繰越すという措置を取っておるところでございます。

次に、災害繰越の見込みでありますけれども、農地が32件、農業用施設が20件ございます。合計52件の動向でございますが、3月中旬に25件着手予定であります。3月中にですね。4月中に23件、そして5月中に、5月にならないと着工ができない、これは公共土木工事の災害関連に引っかかって、どうしても遅れるということで、3件ほど5月にならないと着工できないという見込みでありまして、ですから、この3件を除いて残りの48件につきましては、今年の田植えに間に合う予定で進めているところでございます。

なお、それ以外に小災害、町の単独事業で小災害復旧事業を行いますけれども、小災害復旧につきましては農地が60件中11件が繰越になっております。農業用施設が2件繰越ということですが、これにつきましてもほかの災害関連の事業に伴って着工はできないというものでありまして、これらにつきましては田植え時期まで間に合うということで考えているところでございます。農林水産課のほうは以上でございます。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 企業立地促進補助金の減額でございますが、これは東海カーボンでございまして、当初、23年3月23日に立地協定を締結しております。23年5月16日は建設工事に着手されておまして、当時の計画では投資金額13億1,000万円、新規雇用の予定者が15名、操業開始の時期というのが予定が24年5月で設定されております。この時の生産能力というのは750t、月の生産量を1,000tにあげるという計画でございました。

ところが、先にありましたとおり、ファインカーボンの需要が落ちたために現在では月500tの生産で調整を行っているという状況でございまして、生産を半期ごとに調整しております。平成25年度中は月500t程度しか生産しないという見込みでございまして、今回減額をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） それでは、公共災害について御説明申し上げます。この公共災につきましては約79件、すべて発注はしております。現在39件、年度内完了予定でございます。残りの40か所分を一応繰越す計画でございまして、これにつきましては道路河川等でございますので、6月、7月、この次の梅雨時期までには完了したいというふうに考えております。以上です。

○議長（藤井公明君） 柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 失礼しました。前倒しで行った補正の着工につきましてでありますけれども、まず地下水の制御システムにつきましては、これはどうしても今年の田植えが終わって稲刈りが終わらないと着工ができないということでもありますので、10月以降の着工を目指しております。そして一番大きな牛の水漁港につきましては、今、工事が間もなく終わりますけれども、4月になりまして継続的にですね、発注ができるように頑張っているところでございます。普通ならば、25年度の予算であるならばですね、どんなに、補助金申請等も含めて10月以降の着工になりますが、それがずいぶん前倒しになってくるといふに御理解いただきたいと思います。と同じく、海浦のストックマネジメント事業の委託料につきましても、なるべく早く着工したいというふうに考えているところでございます。以上です。

○12番（川尻成美君） 公共施設耐震補強事業というのがありますが、それはいかがですか。繰越。

○議長（藤井公明君） それも質疑されましたかね。

○12番（川尻成美君） 質疑したです、全体に。繰越。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 耐震の分ですが、本来。

○議長（藤井公明君） マイクを使って。

○総務課長（坂梨 優君） 平成25年度中の予算とする予定でございますけれども、今回の経済対策の動向によりまして、今回委託の分を3か所、予定をしております。併せて今回、役場本庁舎に対しても、そんな状況で25年度予算等ございましたけれども本来は、予算が付けば7月着工、年度内完成ということでありましたけれども、今回、早期に12月ごろまでの分で完成をできましたらお願いをしたいということで計画を進めております。以上でございます。

○議長（藤井公明君） いいですか。他に質疑はありませんか。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 歳入8ページの地域の元気臨時交付金というのがありますが、これは説明で、国の経済対策のお金ということなのか、それとも何にでも使っていいお金なのか、また、減額補正に組んで経済対策としてやられた、もう一度詳しく、この元気臨時交付金というものを説明してください。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 今回の経済対策におきまして、国の平成24年度の補正予算に計上されたもので、計上総額が1兆3,980億円となっております、その名称が地域の元気臨時交付金でございます。これにつきましては、経済対策にかかる公共事業の追加に伴う地方負担総額の8割を交付するというようなことでございまして、今回、本町でも補正をただいま説明申し上げましたとおりにですね、4億8,000万程度を、補正を前倒しも含めまして、今回補正予算として計上をいたしましたものでございます。以上でございます。

○議長（藤井公明君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第8 議案第2号 平成24年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井公明君） 日程第8、議案第2号「平成24年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。本案について提案理由の説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第2号、平成24年度芦北町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ3,971万2,000円を追加し、総額を20億4,463万8,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。7ページをお開き下さい。第2款、保険給付費の目1、居宅介護サービス給付費2,626万9,000円、目9、居宅介護サービス計画給付費234万9,000円、合計の2,861万8,000円は、要介護1から5の認定者のデイサービス等の利用が増えたことによるものです。この財源につきましては、歳入予算を計上せず、目5、施設介護サービス給付費から2,861万8,000円を減額し、措置いたします。第6款、基金積立金3,971万2,000円は、芦北町介護保険財政調整基金条例に基づき、介護保険財政の健全かつ円滑な運営を図ることを目的に積みますものです。これにより、本年度末基金残高は1億8,523万円となる見込みです。

続きまして、歳入を御説明いたします。6ページをお開き下さい。第5款、県支出金の介護保険財政安定化基金市町村拠出金分交付金1,971万2,000円は、介護保険料の上昇の抑制に資するため、県から交付されたものです。この交付金と第7款、繰越金2,000万円を合わせ、介護保険財政調整基金積立金の財源とするものです。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第3号 平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）

○議長（藤井公明君） 日程第9、議案第3号「平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。楠原住民生活課長。

○住民生活課長（楠原清照君） 議案第3号、平成24年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出、それぞれ231万3,000円を追加し、総額を2億5,900万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明いたします。7ページをお開き下さい。款2、後期高齢者医療広域連合納付金の負担金補助及び交付金、231万3,000円は広域連合から1月において、平成24年度市町村別保険料負担金が示され、本町につきましては、追加負担が求められたことに伴い計上するものであります。なお、本納付金のうち、保険料負担金分の当初予算は1億4,342万6,000円であり、今回追加により1億4,573万9,000円となるものです。

続きまして、歳入を御説明いたします。6ページでございます。款1、後期高齢者医療保険料231万3,000円を計上し、保険料追加負担の財源とするものです。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第3号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 平成 25 年度施政方針と予算大綱説明

○議長（藤井公明君） 日程第 10「平成 25 年度施政方針と予算大綱説明」を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） おはようございます。本日、平成 25 年第 2 回芦北町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員の皆さま方には公私とも大変御多忙の中出席を賜りまして、誠にありがとうございます。本定例会の開催にあたり、町政運営の基本的な考え方と予算の大綱について御説明申し上げます。

本町では合併以後、健全財政を維持する中で、効率的・重点的な事業展開に努め、町民生活の質の向上を図ってまいりました。

現下の国内情勢を見ますと、東日本大震災と原発事故を契機としたエネルギー制約や超高齢化社会の到来といった様々な困難に直面しております。

去年は、欧州の債務危機を発端とする海外経済の減速、過度な円高による輸出環境の悪化等により我が国の経済にも大きな影響を与えてきましたが、政治が混迷する中、昨年 12 月の政権交代により僅かながらではありますが、景気回復の兆しに期待できる状況となってまいりました。

一方、財政面では、歳出が税収を上回る状態が恒常的に継続し、国及び地方の長期債務残高が、1,000 兆円に迫る事態となり、また、増加の一途をたどる社会保障費など、今後の自治体運営を取り巻く環境はさらに厳しくなることが見込まれています。

このような状況下、すべての人が安心して健康に暮らせるまちづくりを推進するため、平成 25 年度は、「町民生活の安全・安心の実現」を視点に合併支援策等を有効に活用しながら予算編成を行いました。

次に予算編成、規模について申し上げます。

平成 25 年度予算編成におきましては、総合計画の基本理念である「個性の光る活力あるまちづくり」を実現するため、行政コストの削減及び効率化や国・県の補助事業等を活用し、持続可能な財政運営を基本に重点的かつ効果的に財源を投入するなど、積極的な事業展開を図ることといたしました。

その結果、平成 25 年度一般会計予算総額は、98 億 9,800 万円となり前年度当初予算に比べ 1 億 2,500 万円、1.3% の伸びとなっております。

歳入の主なものについて申し上げます。町税につきましては、県からのたばこ税の税源移譲や償却資産の課税免除の終了による増収分を加味して、前年度から 875 万 8 千円増の総額 15 億 2,956 万 1 千円を計上いたしました。

地方交付税につきましては、国の地方財政対策等を踏まえ 44 億円を見込んでおります。国庫支出金につきましては、扶助費の増に伴い、微増の 6 億 7,290 万 7 千円の計上となっております。

財産収入につきましては、高岡地区と女島地区にメガソーラーが進出したことにより 9,525 万 8 千円の増となる 1 億 167 万 6 千円を計上しております。

繰入金は、安全・安心を担保する各種社会資本整備の経費に充てるため、町有施設整備基金などから２億４，６９４万２千円を措置しております。

町債は、普通交付税の振替分である臨時財政対策債４億１，０００万円や、後年の財政運営に備えるための合併特例債を活用したまちづくり振興基金への積立金２億円を含み１０億８，２１０万円を措置しております。

歳出につきましては、人件費が職員数の減や共済負担率の変更などによりまして、前年度から６０３万７千円の減となっております。

扶助費につきましては、自立支援給付費等扶助費などの増により４，２０９万３千円増の１５億１，８０６万４千円となっております。

投資的経費につきましては、女島活力推進センター建築工事等が終了いたしました。南九州西回り自動車道建設補償事業工事、湯浦温泉センター改修工事等をはじめとする地域や住民の課題、要望に効率的に対応すべく精査と検討を加え、前年度から１億７，６４５万５千円増の総額１４億４，９９１万３千円の予算を措置いたしました。

以下、平成２５年度当初予算案に盛り込みました主要な施策について、総合計画に定めました６つの柱ごとに概要を申し上げます。

第１は、「魅力的な地域づくり」についてであります。

まちづくりの主役は「人」であり、意欲的に活動するまちづくり団体に対し、ふるさとづくり基金運用事業により、地域づくり、スポーツ・文化、交流活動等への支援を行うとともに、まちづくりを支える人材育成を図ってまいります。

また、若者の定住促進を目的に、結婚支援事業を引き続き実施し、交流イベント等開催してまいります。

生涯学習の充実では、町民講座や平成生き生き大学、音楽祭等を開催し、参加者の自己研鑽と生きがいづくりの一助となる学習環境の整備に努めてまいります。

また、心豊かな子どもたちを育む学習の場を提供するために、子ども講座、子ども体験学習、演奏家派遣事業を開催するとともに、子どもたちの安全で安心な活動拠点づくりのために放課後子ども教室等各種事業の展開を図ってまいります。

星野富弘美術館は、心の教育に資する施設として、企画展及び詩画公募展の開催を通じ、県内外から、より多くの方々に来館していただき、「何度来ても新しい感動がある美術館」を目標に、リピーターの増加に努めてまいります。

次にみんなが主役のまちづくりに関しましては、まちづくり支援事業を引き続き実施するとともに、花苗等配付による町民の心を和ませる、美しいまちづくりを推進してまいります。

町の情報発信については、広報あしきたやまちだより、ホームページなどで情報を提供するとともに、パブリックコメント（町民意見の募集）制度を活用し、広く町民の意見を求めることにより、町民との協働のまちづくりを推進してまいります。

男女共同参画事業については、新たな計画策定を行うとともに、男女が対等なパートナーとして支え合う社会を実現できるよう、その推進を図ってまいります。

第２に、「人にやさしい快適なまちづくり」についてであります。

保健事業については、全町的な健康づくりを推進するとともに、地域の疾病特性を把握し、地域にあわせたきめ細かな保健活動を実施してまいります。

重点事業として、「身体活動・運動の推進」、「歯の健康づくり」、「生活習慣病の発症予防及び重症化、合併症の予防」の3事業を計画しています。

また、昨年8月オープンした女島活力推進センターの施設背後地を多目的広場として整備し、水俣病の情報発信と地域のもやい直し・環境学習等の活動拠点として施設の充実を図ってまいります。

高齢者福祉については、高齢者が安心して生活が送れるよう、各種在宅福祉サービスの提供と、地域における社会参加や健康づくりのための支援を行ってまいります。

障害者福祉については、平成25年4月から障害者総合支援法が施行されることを踏まえ、障害者に対する理解を深めるための啓発等に取り組むとともに、障害者の社会参加、就労支援を図ってまいります。

社会福祉については、地域福祉計画に基づき、災害時における要援護者の支援をはじめ、日常の安否確認や見守り活動など、住民同士が支え合う体制づくりの推進を引き続き地域住民とともに取り組んでまいります。

児童福祉については、引き続き18歳までの子ども医療費の一部負担金を無料化するなど子育て支援を図るとともに、子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた子育て支援ニーズ調査を実施してまいります。

町立保育所については、保護者の理解を得ながら、丁寧かつ慎重に民営化事務を進めてまいります。

防犯体制については、近年、子どもや女性が被害者となる凶悪事件が全国各地で発生しており、犯罪を未然に防ぎ、併せて証拠を保全するため、関係機関との連携を強化する中で、防犯カメラ2基の設置を計画しております。

水防対策については、県事業で進められてきた新芦北地区排水機場が、平成25年度初旬には完成し町に移管されることから、現有施設と合わせ効果的かつ効率的な施設運営を行ってまいります。また、計石地区、平生地区並びに福浦地区についても排水路整備等の水防対策事業を実施してまいります。

消防体制については、常備消防の充実を図るため、庁舎建設、消防救急無線デジタル化への支援を行うほか、消防格納庫新設や防火水槽設置、小型動力ポンプの更新など施設・設備等の充実を図ってまいります。

災害対策については、各地の雨量情報をいち早く把握するため、雨量観測装置を3箇所増設するとともに、沿岸部に設置する海拔表示板やハザードマップの作成、湯浦慰霊塔防災サイレンの設置を行い、更なる安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

上下水道関係では、小規模集落での安定した水の供給に向けて、引き続き、飲料水供給施設事業に取り組んでまいります。

生活排水対策については、浄化槽設置の推進を柱に、積極的な取り組みを行ってまいります。

ごみ処理対策については、引き続き、ごみの減量化とリサイクルの推進を図ってまいります。

また、清掃センター田浦事業所の焼却炉解体に向けた取り組みを進めてまいります。

公営住宅については、公営住宅等長寿命化計画を基本として、計画的な補修・更新等を実施し、効率的かつ適正な維持管理を行ってまいります。

第3に、「生きがいある働き場づくり」についてであります。

芦北町の基幹産業である農林水産業は、従事者の高齢化や価格の低迷等で厳しい状況が、続いております。

政権の交代によって今後、農林水産業政策は大きく転換することが予想されますが、情報の収集に努めるとともに、「未来につなげる芦北町農林水産業振興基本条例」の理念を具現化するために、多角的で柔軟な農林水産業振興を行ってまいります。

土地利用型農業については、経営面積の小さい中山間地域においては担い手への農地集積が進まないことから、芦北町独自の利用集積事業を進めるとともに、農作業の受託組織育成事業を充実してまいります。

6次産業化については、J Aあしきたが先進的な取り組みを行っており、精米施設やゼリー工場の稼働にあわせて直販体制の強化を図るとともに、新たな優良作物の導入や加工品の開発などにも支援を行います。

町の特産品である果樹については、産地維持のため生産量を減らさないことを念頭に、優良品種の改植事業や施設化等への支援を行ってまいります。併せて、付加価値販売を促進するため特殊包装資材の活用を図ってまいります。

畜産については、ブランド牛産地対策事業など従来 of 事業に加え、宣伝販売活動を充実させ、あしきた牛銘柄確立を図ってまいります。

鳥獣被害対策については、駆除と防御という2つの観点から積極的な取り組みを推進してまいります。

林業については、新たな森林整備計画に対応するため、森林組合を中心に体制を整え、集約化施策の推進を図ってまいります。また、木造住宅支援事業や林道舗装事業など町独自の施策も継続してまいります。

漁業については、漁協経営の合理化を図る観点から2つの漁協の合併に向けた取り組みを強化してまいります。その他、クマモトオイスターの試験養殖の経験を活かし、マガキの養殖にも取り組んでまいります。

農業農村整備関係については、中山間地域総合整備事業や排水特別対策事業等に、適正な負担を行いながら、事業の進捗に努めてまいります。併せて、中山間地域総合整備事業は、次期対策に向けた基本計画の作成に着手いたします。

農道、林道及び用排水路の舗装改良等については、町単独の予算を措置し、引き続き住民の要望に応じてまいります。

農業委員会については、適切な組織運営に努めるとともに、耕作放棄地対策や農地の利用集積の促進に取り組めます。

次に、商工業振興事業については、本年度より新規に小売業等店舗整備支援補助金制度を創設するとともにプレミアム付商品券発行補助金の増額を措置し、商工業者の育成及び強化に努めてまいります。

新たな特産品づくりについては、芦北町製塩施設を拠点に御立岬温泉の温泉水や不知火海の海水を利用し、環境負荷の少ない製塩法による新たな商品化を目指すとともに、関係機関との連携を深めながら農産物等を活用した特産品開発と販路拡大を新たに図ってまいります。

企業誘致については、引き続き関係機関と連携しながら、県内外への企業誘致活動を進めてまいります。また、メガソーラー導入については、環境教育の一環として位置づけ、完成後の集客が図られるよう、関係各課と連携し事務を進めてまいります。

旧国民年金健康保養センターについては、宿泊施設に限らず幅広い業種を対象に、誘致を進めてまいります。

観光振興事業については、関係機関と連携を図りながら、多くの観光資源を積極的にPRし、町の魅力を町内外に発信してまいります。

本町の観光を代表する観光うたせ船の振興については、本年も芦北うたせ感謝祭を開催するとともに、新たな観光資源開発のため、うたせ漁師村整備検討委員会で協議を重ねてまいります。

観光イベントについては、御立岬ビーチサッカーフェスティバルやビーチバレーインくまもと大会、第30回うたせマラソン大会など町を代表するイベントを引き続き開催し、交流人口の増加を図ってまいります。

湯浦温泉センター改修事業につきましては、施設の老朽化と利便性を図るため改築し、利用環境の向上と増客に取り組んでまいります。

芦北海浜総合公園、御立岬公園並びに御立岬温泉センターについては、利用者の安全・安心な施設使用のため適正な維持管理に努めるとともに、更なる施設運営の強化を図り、増客に向けた取り組みを行ってまいります。

第4に、「豊かな心の人づくり」についてであります。

古きを学び知り、生きる力を培い、新しきを創る、という芦北町教育理念「温故創新」のもと、徳育を根底に、平成23年度から取り組んでいる論語の素読や武道（空手道）の指導を通して、子どもたちの礼節を重んじる心と態度の醸成につなげてまいります。

また、いじめ・不登校問題等に対処するため、スクールカウンセラーを活用するとともに、引き続き、不登校対策支援員や心の教室相談員を配置し、その防止と解消に取り組んでまいります。更に、特別支援教育においても、支援員を配置し、学校生活や学習上の困難を改善、克服する手立ての充実を図ってまいります。

学校教育の充実に向けては、効果的かつ効率的にICT機器を使用できる教育環境整備のため、液晶テレビ型デジタル黒板の購入費を計上するとともに、中学生に対する漢字検定受験補助制度の創設や町独自に学力検査を導入し、学力向上対策に取り組んでまいります。

施設の管理については、防犯カメラを田浦中、佐敷中、湯浦中学校に設置するとともに、

校舎、プール、体育館等の適切な修繕を行い、安全・安心な環境整備に取り組んでまいります。

また、学校統合については、平成26年4月からの大野中学校の佐敷中学校への統合に向けて、閉校式や記念誌の作成等に要する経費の補助、スクールバスの購入費を計上し、準備を進めてまいります。

学校給食においては、衛生的な学校給食センターの運営を行い、安全・安心な給食を安定して供給するとともに、個々に応じたアレルギー対応の給食にも取り組んでまいります。

スポーツの振興については、総合型地域スポーツクラブ等の支援や青少年体育クラブ及び全国大会出場者等に補助金を交付し、競技力の向上と生涯スポーツの振興を図るとともに、開設20周年を迎える湯浦温泉プールの記念事業及び施設整備を図ってまいります。

また、町民体育祭については、新たに7地域体育協会での開催となり町民の交流はもとより各種目協会の充実を図ってまいります。

文化振興については、九州・全国大会出場者に文化振興事業補助金を交付し、文化振興を促進するとともに佐敷城跡観月会については、本町の特色ある文化行事として引き続き薪能を軸に開催し、我が国固有の伝統文化を尊重する豊かな感性を育てまいります。

文化財の保存・調査については、佐敷城跡の保存管理及び町内各文化財の適正な維持管理に努めてまいります。

さらに、町史跡の「佐敷東の城跡」の概要調査を実施し、効率的な調査方法及び調査期間について検討してまいります。

国際交流については、芦北町国際交流協会と連携し、国際交流まつりなどのイベント開催や韓国語講座をはじめとする各種講座開催などを実施してまいります。

英国派遣事業については、派遣対象者を中高生とし、更なる国際化の推進力となる人材育成を図るとともに、「カンボジアに学校を贈る運動」に代表される国際協力・貢献事業を促進してまいります。

第5に、「生活を支える基盤づくり」についてであります。

交通ネットワークの整備については、町道射場芦北線改良に係る用地交渉を実施してまいります。

また、県道芦北坂本線の接続道路となる町道宮浦野添線の道路・橋りょうの改良を引き続き実施し、交通の安全性と利便性の向上を図ってまいります。

その他の町道についても、改良、維持補修等の計画的な整備により安全な交通体系の確保を図ってまいります。

県道関係については、芦北坂本線、球磨田浦線ほか改良工事に係る負担金を措置するとともに、引き続き県に対し、未改良区間の早期実施を要望してまいります。

地籍調査事業については、全体事業の完了に向け事業を推進するとともに、過年度の異動修正を行い、国土調査成果と現在の土地状況との整合性を図ってまいります。

環境保全対策については、環境基本計画に基づき各種施策を推進してまいります。

不法投棄の防止については、広報等により周知を図り意識啓発に努めてまいります。

また、住宅用太陽光発電システム設置費補助やグリーンカーテンコンテスト等の取り組みも引き続き実施してまいります。

水俣病相談窓口事業は、特措法に基づく、申請受付が、昨年7月31日をもって終了しましたが、平成25年度も引き続き相談窓口を設置し、被害者の方々の各種相談等に対応してまいります。

また、水俣病に対する理解を深めるために、本町独自の情報発信事業を継続してまいります。

公共交通機関の維持に関しては、路線バス維持対策とともに、ふれあいツクールバスにより4路線を引き続き運行し、交通弱者の移動手段の確保に努めてまいります。

肥薩おれんじ鉄道は、厳しい経営状態が続いておりますが、今後も沿線自治体や関係機関と連携し、観光列車の運行や交流人口の増加につながるイベント開催等への支援を通して利用促進を図ってまいります。

第6に、「効率的な行政組織づくり」についてであります。

第2期行政改革大綱に基づき、行政組織全体の見直しと定員の適正化に努めるなど、今後とも行財政改革を推進してまいります。

人事評価制度については、引き続き職員の意識改革や職場の活性化を図り、人材育成及び適切な人事管理に努めてまいります。

また、芦北町人材育成基本方針に基づき各業務に関する一般的な研修等に加え、接遇実践研修を引き続き実施し、職員の資質向上に努めてまいります。

健全な財政運営に必要な自主財源の確保につきましては、公正、公平な課税と徴収に努めるとともに、滞納繰越の削減を図ってまいります。

戸籍・住民基本台帳等の窓口業務については、個人情報の保護に留意しながら適正な事務処理に努めます。

国民年金事務については、適正な年金給付の実施に努め、健全な町民生活の維持及び向上に寄与します。

また、毎月の年金相談を引き続き実施するとともに、国民年金に関する届出書の電子媒体化による事務の効率化を図るなど、日本年金機構との協力・連携を更に強化し、被保険者のサービス向上を図ってまいります。

次に、特別会計について申し上げます。

国民健康保険事業については、34億180万円を措置しました。

平成25年度は新規に、芦北町国保健康づくり推進事業を実施し、国保被保険者に留まらず、町民すべての健康づくりを推進します。

また、引き続き、生活習慣病予防に重点を置いた、特定健診、特定保健指導に取り組むとともに、健診結果に基づき高血圧、糖尿病及び慢性腎不全予防に向けた訪問指導を行ってまいります。

更に、医療費の適正化に向け、被保険者の方に健康や医療に対する理解を深めていただくことを第一の目的とし、医療費通知の送付を行います。併せて、ジェネリック医薬品差額通

知書を送付し、国保財政の健全な運営の実現に取り組んでまいります。

吉尾温泉診療所については、5,960万円を措置しました。

へき地医療施設として果たすべき役割を認識し、地域住民に安心医療を提供するため、診療体制については、引き続き、へき地支援機構との連携により、週3回診療を確保するとともに、常勤医師の確保に向けた取り組みを行ってまいります。

介護保険事業については、20億8,630万円を措置しました。

平成24年度から平成26年度までの第5期介護保険事業計画に沿って、適正な介護保険事業の運営はもちろんのこと、健康づくりや高齢者を取り巻く地域での支え合い、認知症ケアの推進等に積極的に取り組んでまいります。

また、介護予防を重視し、地域包括支援センターや社会福祉協議会を中心とした地域支援事業を実施し、できる限り住み慣れた地域で自立した生活を送れるように、要介護及び要支援状態の軽減と予防を図ってまいります。

簡易水道事業については、7,500万円を措置しました。

農業集落排水事業は、2億1,790万円を措置し、施設の計画的な修繕と適正な維持管理に努めるとともに、汚泥の搬出コスト削減に取り組んでまいります。

また、施設管理費の低減を図るため、不明水流入防止対策を引き続き実施してまいります。

生活排水処理事業については、維持管理費として5,630万円を措置しました。

浄化槽からの放流水の状態に応じた効率的な管理を行い、引き続き経費削減に努めてまいります。

町有温泉事業については、1億2,130万円を措置しました。

湯浦温泉観光センター及び計石温泉センターについては、トイレをはじめとする施設の改修を行うとともに、湯浦温泉センターについても、改修後の利用環境向上と増客に取り組んでまいります。

大野温泉センターについては、「道の駅」開駅効果や指定管理者独自の事業を支援するとともに、施設の利用環境の向上による増客を図ってまいります。

奨学資金貸付事業については、3,070万円を措置しました。

昨今の社会情勢の中、経済的な理由により修学が困難な生徒に対して資金を貸与し、社会的有用な人材を育成することを目的に継続的に実施してまいります。

後期高齢者医療事業については、2億6,340万円を措置しました。

平成25年度も引き続き、健康診断委託事業や人間ドック検診補助を実施し、被保険者の健康保持増進を図るとともに、疾病の早期発見と重症化の防止に努めてまいります。

次に、公営企業会計である水道事業については、2億4,610万円を措置しました。

水道水の安全かつ安定的な供給を図るため、引き続き老朽排水管の布設替と併せて耐震化を進めてまいります。

一般会計、特別会計及び水道事業会計を合わせた平成25年度の予算総額は、164億5,640万円となっております。

以上、平成25年度の予算大綱を御説明申し上げましたが、国内外ともに厳しくなる社会

情勢の中、町民の皆様が、いつまでも芦北町で暮らしたいと思えるようなまちづくりを念頭に「安全で安心な暮らし」を将来にわたり提供できるよう全力で取組んでまいります。議会並びに町民皆様の御理解と御協力を心からお願い申し上げます。

○議長（藤井公明君） 町長の説明が終わりました。ここで10分間休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時26分

再開 午前11時38分

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第11 | 議案第4号 | 平成25年度芦北町一般会計予算 |
| 日程第12 | 議案第5号 | 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第13 | 議案第6号 | 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第14 | 議案第7号 | 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第15 | 議案第8号 | 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第16 | 議案第9号 | 平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第17 | 議案第10号 | 平成25年度芦北町有温泉事業特別会計予算 |
| 日程第18 | 議案第11号 | 平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算 |
| 日程第19 | 議案第12号 | 平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第20 | 議案第13号 | 平成25年度芦北町水道事業会計予算 |
| 日程第21 | 議案第14号 | 芦北町健康づくり推進条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第15号 | 芦北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第16号 | 芦北町製塩施設条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第17号 | 芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第18号 | 芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第19号 | 芦北町清掃センターの技術管理者の資格を定める条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第20号 | 芦北町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第28 | 議案第21号 | 芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第29 | 議案第22号 | 芦北町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について |
| 日程第30 | 議案第23号 | 芦北町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |

日程第 3 1 議案第 2 4 号 芦北町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

日程第 3 2 議案第 2 5 号 芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き、会議を開きます。

日程第 1 1、議案第 4 号「平成 2 5 年度芦北町一般会計予算」から日程第 3 2、議案第 2 5 号「芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」までは、先の議会運営委員会で一括議題とし、委員会付託する旨の答申があつておりますので、会議規則第 3 6 条の規定により一括議題とします。

ただいま、一括議題としました議案については、先ほどの日程第 1 0、「平成 2 5 年度施政方針と予算大綱説明」で町長の説明もあり、また、先の議会運営委員会において委員会付託する旨の答申があつておりますので、会議規則第 3 8 条第 2 項の規定により、「提案理由の説明」を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、一括議題の議案は、「提案理由の説明」を省略することに決定しました。

これから一括議題の議案に対し質疑を行います。

先の議会運営委員会において、委員会付託の答申があつておりますので、質疑は、あくまで総括的かつ大綱にとどめるよう求めます。質疑ありませんか。川尻君。

○1 2 番（川尻成美君） 2 点ほど質疑をいたしますが、まず、今回、条例の新たに制定で 1 2 本制定されるのが付託されておりますけれども、単町であるのは、えーと何号やったっけ、国県の、新たに芦北町製塩施設条例の制定というのは、これは単町で作られるものだと思いますけれども、あとは国の地方自治法ですか、に伴うことだろうというふうに思いますけれども、私どもは所管ではありませんもんですから、大体どういうことで制定をしなければいけないのか、大綱的に教えていただければというふうに一点お願いします。

また、国の予算の中で地方公務員の給与も減額というようなことが予測されます。7 月から、何かそれが制定されるようなことを聞いておりますし、8、5 0 0 億の減額というようなことが報道されております。大体 7. 8 %だというふうに聞いております。今回は、まだ正確に決定しておりませんので、この 2 5 年度の給与の方は 6 百何十万の減額だけでありまして、たとえば予測、これが 7. 8 %国がしたら、大体、本町においてはどのくらいになるのかなということがありますので、お教えいただければと思います。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 今回、新たに条例の制定等いたしておりますけれども、これについては予算委員会をお願いするものでございますが、基本的なものについては地方自治体の自主性を強化し、自由度の拡大を図るため、権限移譲や条例制定権の拡大などが主な内容となっております。併せて、平成 2 3 年に 2 回、法律が施行されました。

また 1 回目、第 1 一括法に 4 2 件、2 回目に 1 8 8 件の法律が整備されておったところで

ございます。地方分権改革をするに当たりましては、これまで国が一律に自治体に義務付けてきた基準、それから施策等を、今回、自治体が自ら決定し、実施できるように改めてあるということの必要から法律の一部改正し、これまで国が定めていた施設などの設置、または基準等について各地方公共団体での条例を定めることになったものということでございます。これについては、法で定める基準を条例で定める、基準とみなされる経過期間が平成25年3月31日までということであることから、3月定例会の上程となったところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） それともう一つ。井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 公務員の給与削減に及ぼす交付税への影響でございますけれども、総務省が提示をいたしました、簡易な試算方法です。方法では、合併算定替えを反映した総需要額に1.1%を乗じて算出方法が示されております。本町の場合、これに基づいて試算をいたしますと、だいたい地方交付税がですね、6,960万円程度と試算を出しております。地方交付税にですね、給与につきましてはですね、今回の7.8%ですか、この削減を7月から実施をするというようなことでありまして、これで試算をいたしますとですね、地方交付税に本町に及ぼす影響額でございますけれども、6,960万円程度がですね、地方交付税に影響をしていくというふうに考えております。

○議長（藤井公明君） いや、給与の減額が、地方交付税の減額になって、入ってくっとじゃなかったですか。暫時休憩します。暫時休憩。

—————○—————
休憩 午前11時46分
再開 午前11時47分
—————○—————

○議長（藤井公明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております日程第11、議案第4号から日程第32、議案第25号までは、お手元に配付しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

各常任委員会におきましては、慎重な審査を実施され、その結果を最終日の本会議において、各常任委員長から報告願います。

—————○—————

日程第33 議案第26号 芦北町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第３３、議案第２６号「芦北町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） それでは議案第２６号、芦北町営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について御説明を申し上げます。

これは先ほどから御案内がありました、地域主権一括法と一般的に言われる法律におきまして、土地改良法の一部が改正されたことから、条例中の引用条文を変更する改正を行うものであります。この条文の変更で何がかわるか申し上げますと、町がこれまで土地改良事業を開始したり変更したり、または廃止したりする場合に、県知事と協議をし、県の同意を得る必要があったものが、この変更によりまして、改正によりまして、報告で足りるということになったものであります。なお附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。提案理由については記載のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２６号は、原案のとおり可決しました。

-----○-----

日程第３４ 議案第２７号 芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第３４、議案第２７号「芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 続きまして議案第２７号、芦北町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

これも先の議案で御説明をいたしましたとおり、地域主権一括法において土地改良法の一部が改正されたことから条例の引用条文を変更する改正を行う、というものでございまして、改正の内容も先ほど説明しました内容と同様でございます。なお附則として、この条例は公布の日から施行することとしています。提案理由については記載のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第35 議案第28号 芦北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第35、議案第28号「芦北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 議案第28号、芦北町都市公園条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

これも、地域主権一括法が公布されたことにより都市公園法が改正され、地方自治体が管理する都市公園及び施設の設置基準を条例で定めることとなり、また、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部改正に伴い、条例で都市公園移動等円滑化基準を定めることとなったため、現条例の一部を改正し、各基準を定めるものです。条例に定める各基準は、各自治体の裁量によるところになりますが、これまでの国の基準を参酌する必要がある、また、町の独自基準を定める根拠等もないことから、現段階では国の基準に準じて定めています。附則としまして、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第28号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２８号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第３６ 議案第２９号 芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第３６、議案第２９号「芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 議案第２９号、芦北町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

先に、地域主権一括法が公布されたことにより公営住宅法が改正され、公営住宅の整備基準や入居収入基準については、政府条例で定める基準を参酌して各地方自治体が条例で定めることとなったため、本条例の一部を改正して各基準を定めるものです。整備基準につきましては、町独自基準として県産木材の活用を規定しております。これは、町が単独または補助事業等により実施する公共施設の整備や、公共工事において木材の利用を一層促進させることを目的とした芦北町公共施設、公共工事木材利用推進基本方針に規定している町内、あるいは近隣地域で生産又は製造された地域産資材の優先利用に努めるとされていることから、策定しております。また、入居収入基準等につきましては、条例改正後も従来と同じ制度を取っています。附則としまして、この条例は平成２５年４月１日から施行するものとしております。なお、提案理由については記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第２９号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第２９号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第３７ 議案第３０号 芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第３７、議案第３０号「芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。宮下福祉課長。

○福祉課長（宮下祐一君） 議案第 30 号、芦北町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

本案は、障害者自立支援法及び児童福祉法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は、障害者自立支援法の題名が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、いわゆる障害者総合支援法に改められましたので、本条例の中で引用している法律の題名を改めるものでございます。第 2 条の表中におきまして、障害者自立支援法を障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に、障害者自立支援法施行令を、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令に改めるものでございます。

次に、児童福祉法の一部改正により、障害児の施設体系が通所と入所の利用形態別に一元化されましたので、同じく表中におきまして障害児施設医療を、肢体不自由児通所医療及び障害児入所医療に改め、併せて関係規定を整備するものでございます。附則としまして、この条例は平成 25 年 4 月 1 日から施行するものでございます。なお、提案理由につきましては記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第 30 号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 38 議案第 31 号 芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第 38、議案第 31 号「芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 議案第 31 号、芦北町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

学校薬剤師は学校環境衛生の検査に従事するとともに、その維持や改善に対して指導助言を行うなど、学校における保健管理に関する専門的事項に対する指導を行っております。今回、その職務の執行の実態に応じた報酬となるよう、年額報酬を現行の 33,300 円から

5万円に改定するものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成25年4月1日から施行することとしております。提案理由については記載のとおりでございます。以上で説明終了します。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第39 議案第32号 芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第39、議案第32号「芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 議案第32号、芦北町立学校条例の一部を改正する条例の制定についてを御説明申し上げます。

今回の改正は平成26年4月1日で大野中学校を佐敷中学校に統合するため、第2条の小中町立学校の名称及び位置の一覧表から芦北町立大野中学校の項を削るものでございます。なお、附則といたしまして、この条例は平成26年4月1日から施行することとしております。提案理由については記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第32号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第40 案第33号 熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について

○議長（藤井公明君） 日程第40、議案第33号「熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 議案第33号、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び規約の一部変更について御説明申し上げます。

本組合の構成団体である、益城町及び御船町小中学校組合及び川辺川総合土地改良事業組合が平成25年3月31日をもって解散し、同日限りで熊本市町村総合事務組合から脱退するため、熊本市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少し、熊本市町村総合事務組合の規約の一部を改正するものです。

一部事務組合の組織事務及び規約の変更については地方自治法第290条の規定により、関係地方公共団体の議会の議決を得る必要がありますので、本案を提出するものでございます。提案理由につきましては、記載のとおりです。以上です。内容を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第41 議案第34号 町道の路線廃止について

日程第42 議案第35号 町道の路線認定について

○議長（藤井公明君） 日程第41、議案第34号「町道の路線廃止について」から日程第42、議案第35号「町道の路線認定について」までは、先の議会運営委員会の答申を踏まえ、会議規則第36条の規定により一括議題とします。質疑は、説明が終了した後、一括して行います。本案について、提案理由の説明を求めます。山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） 議案第34号、町道の路線廃止について、議案第35号、町道の路線認定について御説明申し上げます。

本議案は、町道４路線の認定廃止に伴うものです。添付しております図面を御参照ください。まず、町道越地線につきましては、南九州西回り自動車道の建設に伴い、国土交通省により町道乙千屋線の改良が行われ、幅員が拡幅され、接続する町道越地線の延長が３３．５ｍ短くなり、基点の位置に変更が生じたために。次に町道宇土線につきましては、県道芦北球磨線の改良に伴い、接続する町道宇土線の延長が１９．８ｍ短くなり、基点の位置に変更が生じたため。続きまして、町道梶乙千屋線については、同様に県道芦北球磨線の改良に伴い、接続する町道梶乙千屋線の延長が１１ｍ短くなり、基点の位置に変更が生じたものです。最後に、町道池尻線についてですが、町道池尻線の改良工事に伴い、路線延長が３０．８ｍ伸びたことにより、終点の位置が変わったため現町道をいったん廃止し、新たに認定するものです。なお、提案理由につきましては、記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから日程第４１、議案第３４号から日程第４２、議案第３５までを順次討論を行い採決します。

日程第４１、議案第３４号「町道の路線廃止について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第３４号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３４号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第４２、議案第３５号「町道の路線認定について」討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第３５号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３５号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第４３ 議案第３６号 工事請負契約の変更について

○議長（藤井公明君） 日程第４３、議案第３６号「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。柳田農林水産課長。

○農林水産課長（柳田豊彦君） 議案第３６号、工事請負契約の変更について御説明申し上げます。

平成２４年９月５日に議決をいただきました、牛の水漁港改修工事請負契約のうち、契約金額１億３，３５６万円を１億４，０４８万２，７００円に変更をするものであります。契約金額が増加した主な理由は、工事を進めていく中におきまして、対象が海の中の工事であるために、設計どおりにできないところが生じてまいりました。コンクリート杭の直径、本数、長さ等に変更が生じたこと、土砂の移動が減少をしたこと、減少に見合うだけ護岸を形成するブロック、方塊ブロックと申しますが、そのブロックの作製を増加させたことなどによって金額の変更が生じたものであります。

なお、この変更契約に伴う工期は３月２２日でございますけども、工期の変更はございません。提案理由は記載のとおりであります。以上で説明を終わります。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第３６号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第３６号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第４４ 発議第１号 芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第４４、発議第１号「芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。元山君。

○９番（元山秀志君） 発議第１号、芦北町議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、特別委員の在任に関する規定が新たに設けられたため、委員会条例第５条第２項の次に第３項として、「特別委員会は委員会に付議された事件が議会において審議される間在任する。」の規定を加え、第７条の委員の選任に関する規定については、委員は少なくとも一つの常任委員となる所属義務が規定されたため、条文中の第３項を第４項とし、第２項を第３項とし、第１項を第２項とし、同上に第１項として、「議員は少なく

とも一つの常任委員となるものとする。ただし、議長については、会議に諮り辞退することができるものとする。」の規定を加え、第12条第2項の議会運営委員及び特別委員が辞任しようとするときは、これまで、議会の許可を得なければならない。ただし閉会中においては、議長が許可することができるとされておりましたが、今回の改正で「議長の許可で辞任することができる。」ことに改正されるなど、これまで、法で規定されていた委員会の委員の選任方法、在任期間等が条例に委任されたことから、これらについて新たに規定するものであります。議員各位におかれましては御審議の上御賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第45 発議第2号 芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第45、発議第2号「芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。元山君。

○9番（元山秀志君） 発議第2号、芦北町議会会議規則の一部を改正する規則の制定について、提案理由を申し上げます。

地方自治法の改正に伴い、法第115条の2に公聴会・参考人の規定が加えられたことに伴い条文中の法番号を変更する必要があるため会議規則第16条中「法第115条の2」を「法第115条の3」に改め、また、これまで、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会については、それぞれ条建てされておりましたが、これが一つの条文に統合されたことから法番号を変更する必要があるため、会議規則第71条第2項中「法第109条の2第4項」を「法第109条第3項」に改めるものと、今回の法改正により、本会議でも委員会条例同様に公聴会を開き、参考人を招致できるようになったので、当議会においてもこの制度を導入するため、第13章の次に第14章として公聴会を第15章として参考人の規定を会議規則に新たに追加するものであります。議員各位におかれましては御審議の上御賛同いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。

したがって発議第2号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

○議長（藤井公明君） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会します。御苦労様でした。

—————○—————

散会 午後12時14分

平成25年第2回芦北町議会定例会議事日程（第2号）

平成25年3月14日
午前10時開会
於 議 場

1 議事日程

日程第1 一般質問
(散 会)

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君	2番 林 田 燿 宏 君
3番 宮 内 道 則 君	4番 寺 本 順 一 君
5番 古 村 逸 男 君	6番 白 坂 康 浩 君
7番 草 野 安 道 君	8番 前 田 徹 一 君
9番 元 山 秀 志 君	10番 宮 尾 秀 行 君
11番 平 松 洋 一 君	12番 水 口 宣 之 君
13番 川 尻 成 美 君	14番 岡 部 恵 美 子 君
15番 寺 本 修 一 君	16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 委 員 長 澁 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長 坂 梨 優 君	企画財政課長 井 上 民 男 君
税 務 課 長 吉 田 茂 君	住民生活課長 楠 原 清 照 君
福 祉 課 長 宮 下 祐 一 君	農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
商工観光課長 山 元 信 作 君	建 設 課 長 山 口 純 志 君
上下水道課長 湯 野 一 之 君	会計管理者兼会計室長 早 川 純 一 君
田浦基幹支所長 野 口 博 司 君	教 育 課 長 本 山 昭 君
生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君	農業委員会事務局長 江 上 繁 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 寺 川 健 一 君 次 長（主幹） 福 田 貴 司 君

平成 25 年第 2 回 芦北町議会 3 月定例会 一般質問通告書

質問 順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の 相手
1	草野安道	1 旧国民年金保養センターについて	町長の施政方針の中で ①宿泊施設に限らずとは宿泊の他にどんな施設を考えているのか。 ②幅広い業種とはどんな業種か。	町長
		2 芦北海浜公園、御立岬公園について	町長の施政方針の中で、増客に向けた取り組みとは、どんな取り組みを考えているのか。	町長
		3 町民体育祭について	町長の施政方針の中で、7 地域体協になった理由及び、メリット、デメリットはなにか。	町長
2	川尻成美	1 職員の意識改革への取り組みについて	行政改革実施計画に【職員の意識改革】をあげ、【人材育成基本方針】を策定して研修会等を行っている。 ①具体的にどのような研修を行い、その成果はどうであったか。 ②政策に関する町民意識調査結果報告書によると自由意見の中に【職員の接遇・マナー・住民サービスの向上に努めてほしい】との意見が 18 件も寄せられている。これを受け止め、どう対処しているのか。 ③新たな職員研修として民間事業所へ派遣しての体験による更なる意識改革への考えはないのか。	町長 町長 町長
		2 小・中学校通学路整備及び点検について	昨年 4 月の京都府での通学路交通事故発生に対して文科省が緊急合同点検を行い【通学路の状況や危険個所の把握】その対策を示した。 ①道路管理者への要請を含め具体的にどのような改善を要請したのか、道路ごとに明らかにされたい。 ②児童や地域住民の声を直接聞いて対応しているのか。	教育委員長 教育委員長

			③中学生の通学路・スクールバス運行の点検対応はどうなっているのか。 ④町長としての対応すべき事項は何で、具体的にどう対処する考えか。	教育委員長 町長
		3 政府の教育再生実行会議をふまえての具体的対応について	①いじめ対策、教師による体罰問題に対する具体的対応にいち早く取り組むべきではないか。 ②教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の項目に①を上げるべきではないか。	教育委員長 教育委員長
		4 教育委員会の【町内小中学校の訪問】という表現について	本町でもよく教育委員会が町内小中学校の管理運営状況を調査する為に現地に出向く場合【町内小中学校訪問】と表現することが少なくない、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条で規定する大事な【教育委員会の職務権限】の第1であるから【訪問】ではなく【調査】として表現し実施すべきではないか。	教育委員長
3	林田耀宏	1 町民の心を和ませる美しいまちづくりを推進する花苗配布について	施政方針の中でみんなが主役のまちづくりに関して、まちづくり支援事業を引き続き実施すると共に、花苗配布による美しいまちづくりを推進するとある。 ①花苗の種類及び配布数量はどれくらいか。 ②景色のいい場所を決めて、住民一同による植え付けで花公園のようにすることを目指にしたらどうか。	町長及び課長
		2 安全・安心なまちづくりについて	施政方針の中で ①災害対策で沿岸部に設置する海拔表示板・ハザードマップ作成の具体的内容は何か。 ②湯浦慰霊塔防災サイレンの設置方法はどうなるのか。	町長及び課長
		3 教科書の採択について	平成23年12月定例会にて一般質問した教科書採択の件は、どうなったのか。	教育委員長及び課長

4	坂本 登	1 公正・公平な入札制度のあり方と政治倫理条例の制定について	①地方自治法、職員の兼業禁止、第92条の2に抵触する請負事例があるのかお答えください。また、指名入札業者はどのようにして資格審査をして決定しているのかお答えください。 ②自治体の憲法とも言われる自治基本条例、芦北町政治倫理条例を作る考えはないかお答えください。	町長及び課長
		2 小、中学校における体罰問題の取り組みについて	①芦北町管内の小・中学校での「体罰」問題をどのように把握しているのか。教職員に対しどのような指導、対策をしてきたのかお答えください。 ②実態調査をおこない、学校での体罰防止について十分な話し合いを行うと共に、各学校に体罰・いじめ対策室（仮称）を設け、児童・生徒、保護者、教師が気楽に相談できるような機関を設置する考えはないか。 ③同時に教育委員会内には、保護者、教師、外部の有識者等を入れた体罰・いじめ対策センター的なものを設置する考えはないか。	教育長
		3 町道、県道の交通安全対策について	①熊本中央信用金庫佐敷支店前の交差点から佐敷駅通りは買物などで人通りも多く小、中、高校生の通学路でもあり大型車の侵入は危険だ。大型進入禁止にすべきだと思うが如何か。 ②県道芦北球磨線、芦北石油前の交差点内にグレーチングがある。3号線に向かって右折する単車がスリップして転倒している。重大事故が発生する前に転倒防止の安全対策を県に申し入れして欲しいが如何か。 ③佐敷本町通りの歩行者が歩く部分は、やや傾斜があり、凹凸もあって高齢者、障害のある人にとってはつまずき易いという声がある。点検し安全対策を講じて欲しいが如何か。	課長

	4 河川の安全管理について	以下、三箇所の河川管理について、県、及び電源開発に町として申入れをして頂きたい。 花岡川原地区の佐敷川緑地公園付近の河川上流の護岸が沈下し亀裂が生じている。護岸近くの民家も同じく沈下し、壁、テラスにひびが入っている。護岸の補強、安全対策を県に申し入れをして欲しいが如何か。 吉尾診療所下から球磨川までの河川、又、旧海路小学校下から球磨川までの河川管理問題で、土砂が異常に堆積している。これまで電源開発で2月頃に土砂を取り除いていたが今年はやっていない。梅雨時を目前にして洪水を心配する声がある。土砂の除去を実施する様に意見を上げて欲しいが如何か。	課長
--	----------------------	--	----

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。

お手元に配布の議事日程にしたがって会議を進めてまいります。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（藤井公明君） 日程第1「一般質問」を行います。

質問通告者は4人です。通告書はお手元に配布しております。質問時間は、従来どおり補助質問を含めて30分以内に制限いたします。

それから、一般質問は通告制でありますので、通告者の質問に関連して求める関連質問は、許可されません。質問にあたっては、通告内容に基づいた質問をされるよう求めます。なお、執行部の答弁も明快かつ簡潔に願います。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、草野君。

○7番（草野安道君） おはようございます。私は3月定例会初日に、3月4日でございますが、竹崎町長の平成25年度施政方針と予算大綱の中で、3点について一般質問をいたします。

まず、1点目は「生きがいある働き場づくり」の中で、旧国民年金保養センターについては、宿泊施設に限らず幅広い業種を対象に誘致を進めるとありましたが、宿泊施設に限らず、幅広い業種とはどんな企業、業種を考えられているのか、町長の考え、構想について質問いたします。なお、所管の建設経済常任委員会で商工観光課より、だいたいお聞きはしておりますが、町民の方々にもどうなっているのか興味があると思われますので、分かりやすくお答え下さい。

第2点目は、芦北海浜公園及び御立岬公園、御立岬温泉センターについて、増客に向けた取り組みとありますが、具体的にはどんな取り組みを考えられているのか質問いたします。

3点目は、「豊かな心の人づくり」の中で町民体育祭については、新たに7地域体育協会での開催とありますが、7地域体協になった理由とそれに伴うメリット、デメリットについて質問いたします。

私も以前、大東体協長をさせていただいておりましたので、内容等については、少々理解いたしているつもりでございますが、1点目と同様、町民のみなさまも興味があると思いますので、あえて質問し、簡単ではございますが、登壇からの質問は終わり、再質問は自席よりさせていただきます。

○議長（藤井公明君） これより、答弁を求めます。竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 草野議員の御質問にお答えいたします。

まず、旧国民年金保養センターについてであります。①、②のお尋ねにつきましては、一括してお答えさせていただきます。旧国民年金保養センターにつきましては、これまでにビジネスホテルやリゾート開発、また宿泊研修施設等の宿泊施設の業者を中心に協議を進めて

まいりました。しかし、さまざまな問題もあることから、宿泊施設の誘致にはいたっておりません。また、昨今の経済情勢を考慮し、今後は宿泊施設に限定せず、現在の自然景観をいかせるような、さまざまな業種の優良企業等を対象に慎重な誘致活動を熊本県と連携しながら進めていきたいというふうに考えております。したがって、具体的にはこれから構想を練っていくということになります。

続きまして、芦北海浜公園、御立岬公園についてであります。芦北海浜総合公園におきましては、設置目的である町民の交流と健康の増進を図るために今後も多くの方が公園を利用されるよう努力するとともに、職員の意識の向上を図り、適正な公園管理や更なる誘客を図られるよう努力いたします。

御立岬公園と温泉センターにつきましては、農業体験等のイベント開催の増加や、年次計画的に老朽化した施設の改善と維持管理に努めることで、誰もが訪れやすい公園を目指してまいります。

また、製塩体験施設、いわゆる塩づくりでありますけれども、これとの相乗効果による誘客を図りたいと考えております。

続きまして、町民体育祭についてであります。御存じの通り、合併時に多くの議論の末、4地域体育協会でスタートしたわけでありまして。その後、人口、世帯数など地域の規模に差があるという御意見が議会や町民の方々からもあっておりました。多くの町民のみなさんが参加できるような町民体育祭にするために、地域割りを再検討する必要性がありましたので検討委員会を設置し、検討を重ねた結果、決定されたものであります。メリットとしましては、人口や世帯数など規模の大きな差がなくなり、スポーツによる地区内の絆や交流がより深められること。また、選手選考のための情報が得やすくなることが考えられます。一方、デメリットであります。これまでデメリットがあったということで検討された結果、今回の枠組みになったわけでありまして、特段、今指摘できるところはないわけでありましてけれども、あえて申し上げますと、新しい地域体協長さんや事務局などのみなさん方には、何かと御苦労が出てくるのではないかというふうに思っております。

今後も、問題点等が生ずれば更に検討を重ねてより良い形にしていきたいと思います。御理解と御協力をお願いしながら、なお詳しい経緯につきましては担当課長から答弁をさせます。

以上であります。

○議長（藤井公明君） 藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤井哲郎君） おはようございます。今、町長の方から答弁がございましたけれども、経緯について御説明させていただきます。

この件につきましては、平成20年4月の町体育協会総会におきまして、地域体協の区割りについて検討をお願いしたいという旨の要望がっております。このことを踏まえまして、町の体育協会の役員及び地域体協長さんの意見としては、新たに地域割り検討委員会を設置して検討することが望ましいのではないかという意見からですね、翌年の町の体育協会総会及び理事会に諮りましてその方向性を定めたこととさせていただきます。

そして、平成22年1月に芦北町地域体育協会地域割り検討委員会を設置し、過去、現在の地域割りの人口、世帯数等の現状を勘案いたしまして、今後の見直しについて協議がなされてまいりました。これまで、5回にわたり検討委員会が開催されております。その間、地域体協におかれましても、十分検討いただきました結果、平成24年3月、田浦、佐敷、湯浦地域体協をそれぞれ2地域に分割変更し、大東体協は現状とする7地域体協案が全会一致で決定されております。これを受けまして、平成24年4月、町体育協会総会におきましても、地域割りの変更についてその経緯と結果が報告されております。現在、新地域体協名及び役員も決定し、平成25年度に向けてその事務を進めているところでございます。

以上で終わります。

○議長（藤井公明君） 草野君。

○7番（草野安道君） それでは、まず1点目からお伺いしますが、宿泊施設に限らず、県と連携した協議を進めていくということでございますけれども、町長が申し上げておりますように大変景観もすばらしい景観の所があります。それをいかして、やはり芦北町内においても宿泊施設等も限られた現状でありますので、やはりその点も考慮しながら今後取り組んでいただければ、町の活性化にもつながるし、海浜公園等に対しての誘致、誘客もできると思いますので、そういう関係からもう少し積極的な取り組みをやっていただければと思います。が、町長のお考えをお伺いします。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） この旧国民年金保養センターにつきましては、国の方からこの種の施設につきましては一度でも赤字が出るともう閉鎖という方向が打ち出されました。それまで黒字経営であったわけでありましたが、分析してみますと飲食部門は黒字でありました。しかし、宿泊部門が赤字ということで、閉鎖のやむなきにいたったわけでありました。これにつきましては、風致上の問題もあります。ただ今、答弁もさせていただきましたし、また御提言もありましたが、自然景観をいかにせるような業種ということでございますので、なかなか難しい面もあるわけでございますが、蒲島知事もここを洋上からではございましたけれども、視察をされまして、担当の職員の方にこの旧国民年金保養センターの跡地の活用については、県も積極的に協力しなさいという指示をですね、されております。そういうこともございますので、今後更に県と連携を取りながら進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 草野君。

○7番（草野安道君） 大変こうありがたい意見、検討いただきましたけれども、蒲島知事もおいでられたということでございますので、そういう状況を踏まえながら今後ますます活発な営業活動をしなが、こう誘致していただければと思い、1点目の質問は終わります。

第2点目でございますが、イベント等開催し、製塩施設等も今回できたわけでございますけれども、それに伴いまして環境に優しい商品づくりということで、製塩所を今回建設されたわけですが、それについて担当課長でも結構ですが、製塩施設に伴うこう誘客と言います

か、そういうことに対しての販売的な考え等があれば、課長からお答えいただければと思います。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 25年度予算におきましては、当初予算では体験に伴う予算を計上させていただいております。ひとまずは、製塩の方法、それから量の取れ方、そういうのを見定めていきたいと思っております。その後、販売等の検討をしてみたいと思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 草野君。

○7番（草野安道君） 今課長からありましたが、現在販売等については、具体的な考えは持っておられないということで確認してよろしいわけですかね。

○議長（藤井公明君） 山元商工観光課長。

○商工観光課長（山元信作君） 新たな商品開発でですね、塩を使っていきたいと思っております。それから、塩自体を製塩できますので、それは製塩して価格等も見定めていきたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 抽象的な答弁でありますので、ちょっと少し具体的に申し上げますと、塩の販売につきましてはですね、ただ今課長が申し上げました方針でいきますが、あとこの塩を活用した取り組みですね。これが結構周囲の関心と呼んでおりまして、例えば県内でも有名スポーツ店でありますところからも、オファーがかかっております。それに塩飴として、これが販売するという方向で進めてあります。また、県内の有名菓子メーカーも1店、2店、3店ほどこの取り組みをするということでございます。これは隠し味に使うということでありまして、あるいは、草野議員さん、直接関わりを持っておられますJAあしきた、ここも独自の商品を販売するためにこの塩を使いたいということがありますし、あるいは塩そのものをパッケージ化して、そして他と組み合わせてセットで売るとか、あるいは既に、まだ水面化でございますが、レストラン、料理店に「この塩を使って下さい」ということで、今使っていておりまして、その評価をいただきながら、本格的に取り組んでいただくということでありまして、そういう段階まで現在進んでおります。できますとこれをですね、全国展開できるような、というふうに思っておるところであります。

○議長（藤井公明君） 草野君。質問事項の中で、製塩についてということが入っておりますので、これは少しもう範囲から外れますので、いわゆる製塩については質問を差し控えていただきたいと思います。他の件については結構です。草野君。

○7番（草野安道君） 質問事項としましては、やはり御立岬公園等がですね活発に、活発というか収益的な面で活発に活動、使用されればと思ひまして、製塩施設の方もあげたわけでございます。そういうわけで、やはり御立岬公園や海浜公園等がですね、お客さんが誘致されるということになれば、やはりその製塩所も一つの相乗的な効果があると思って、一応質問したわけでございますので。はい、わかりました。

そういうことでございますので、やはり町長が申し上げられましたように、やはりスポーツ店、また全国に展開してこう販売拡路等をしていただければいいと思います。それに伴いまして、やはり総合公園や海浜公園、御立岬公園等が活性化して誘客が図れると思いますので、積極的な取り組みをお願いして、海浜公園等がすばらしい公園等になればと思いますので、積極的な活動をお願いして2点目の質問は終わります。

第3点目の体育祭についてでございますけれども、それに伴いまして、地域区割りがやはり検討されたということでございますけれども、私も町民体育祭についてみなさんがこぞって参加し、昔のようにですね、お祭り気分のような大会になり、大変盛り上がって欲しいと思っております。そのような中で体力向上はもちろんでございますけれども、記録の更新に対してもまい進していただければと思います。そういうことで、地区割りについて、7地区割りだったのですかね。そういう状況の中でたいへん体協としても苦勞されたと思いますけれども、その地区割り等の周知ですか、それについて、行政区長さん、体協長さん等には通知伝達の方法は、もう済んでいるのかいないのかちょっと再度質問をいたします。

○議長（藤井公明君） 藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤井哲郎君） お答えいたします。これにつきましてはですね、もとより4地域体協長さんの方々にはですね、検討委員会のメンバーになっておられますので、御承知かと思っておりますけれども、新しい地区割りになって3つ増えるわけですが、そちらの方の体協長さんの方にもですね、昨年の7月末までにはですね、体協名及び役員名の方々の名簿を提出して欲しいという体協の方からの事務局からあっておりますので、それに伴ってですね、名簿が出てきておりますので、そちらの方の方にも通知は差し上げているところでございます。そして、体協長さんと区長さんの方にもですね、説明を是非していただきたいという旨の連絡は差し上げているところでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 草野君。

○7番（草野安道君） 体協長から行政区長には連絡をしていただきたいということでございますが、やはりこれは主体としては町がやっているわけでございますので、体協長を通じるのもいいことではございますが、やはり行政区長がやはり町から連絡する必要があるんじゃないかと思いますが、再度お答えをお願いいたします。

○議長（藤井公明君） 藤井生涯学習課長。

○生涯学習課長（藤井哲郎君） 今月の20日にですね、とりあえず体協の理事会、それと新旧の体協長さんの合同会議を予定いたしております。その中で最終的に決定が出ればですね、町民の方に広く御説明いたしますし、区長会の方でもですね、御説明をしたい、このように思っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 草野君。

○7番（草野安道君） 是非、そのようにやっていただきたいと思います。最後でございますが、町民のみなさんが元気で明るく豊かな町、また、安心・安全な町づくりに取り組んでいただけるよう切望し、私の一般質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 草野君の質問が終わりました。次に川尻君。

○12番（川尻成美君） おはようございます。

私は、本定例会におきまして通告しております4つの問題について質問をいたします。

1つには、職員の意識改革への取り組みについて、2つには、小・中学校通学路の整備について、3つ目は政府の教育再生実行会議を踏まえての具体的対応について、4つ目に、教育委員会の「町内小中学校の訪問」という表現についてであります。

第1の職員の意識改革への取り組みについてでありますけれども、本町は行政改革大綱の実施期間が平成17年度から21年度までの5年間でこの行政改革実施を行ったわけであります。一部は22年度までで、ございましたけれども、これがその報告のまとめの分厚い冊子であります。この改革の柱として5つの項目を掲げて推進して実施し、その公表がこの冊子でございますけれども、その中に財政効果額がそれぞれ示され、総額9億3,400万余の効果額が発生したという報告もあります。行政改革実施計画にその中でですね、職員の意識改革を掲げ、人材育成基本計画を策定して研修等を行ったとあります。具体的にどのような研修を行い、その成果はどうだったのか、具体的に報告書には示されておきませんので、質問するものであります。

2点目は、政策に関する町民の意識調査報告、これは23年度までは数年間にわたってあったと思います。みなさんもお記憶にあられる、またその調査に参画した方もおられると思いますが、こういう意識調査でございます。約2,000名の方にダイレクトで調査があったというふうに思います。この報告書をですね、見ておりましたが、その中で活字として町民の意見が述べられております。この町民の意識調査の自由意見の中に職員の接遇、マナー、住民サービスの向上に努めて欲しいという意見が何とですね、18件も寄せられております。これをどう受け止めて、どう対処されたのか、明確に示されておきませんので質問するものであります。

第3点は、こういう意見を踏まえ、研修はそれぞれ行っておられますが、新たに民間事業所への職員を派遣をし、肌でその体験をしていく、そういう新たな職員の研修の構想は考えておられないのか、質問するものであります。

次に第2の小・中学校通学路の整備についてであります。昨年4月、京都府亀岡市において集団通学中の小学校の児童と保護者の列に無免許運転の少年が運転する乗用車が無謀にも突っ込み、10名の死傷者が出る痛ましい事故がありました。記憶に残っておりますが、これを受けて文部科学省は緊急合同点検を行い、通学路の現状や危険箇所の把握その対策を示しました。本町でもその要対策箇所を小学校区別に発表しております。みなさんのお手元にも配布していただいております。よってその発表の状況を道路管理者への要請を含め、具体的にどのような改善がなされたのか。また今後具体的にどう進めていくのか、質問するものであります。

また２点目には、児童や地域住民の方々から直接話を聞いてその対応策に当たられたのか質問するものであります。

３点目は、中学生の通学路、あるいはスクールバス等の運行時の危険箇所等を点検をすべきというふうに思いますが、どう対応されたのか質問するものであります。

４点目は、この報告を教育委員会から受け、町長としての対応すべき事項はどういう事項で具体的にどう対処されたのか。また、されていないのなら今後どうする考えであられるのか、質問するものであります。

次に第３の政府の教育再生会議を踏まえての具体的対応についてであります。今年の１月２４日、政府は教育改革の司令塔となる教育再生実行会議を開き、安倍首相は、教育再生は経済再生と並ぶ最重要課題と位置づけ、改革に強い意欲を示されております。

質問の１点は、いじめ対策、教師による体罰問題に対する具体的対応について、いち早く取り組むべきと思いますが、教育委員会としてどう考えておられるのか、示していただきたいというふうに質問します。

２点目は、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価の項目に、いじめ対策、教師による体罰問題を入れて毎年、点検、評価すべきというふうに私は考えますがいかがでありますでしょうか。

次に、「教育委員会の町内小中学校訪問」という表現について、教育委員長に質問します。私は早くから、教育委員会のみなさんが町内小中学校を訪問されるのに、訪問という言葉をよく使っておられました。管理運営状況の現場調査のために小中学校に出向かれることを、学校訪問ということで使われるのに疑問を持っておりましたが、新学期の初めに学級担任の先生方が子どもたちの家庭を訪問され、担任する子供たちの家庭に出向いて、両親などに直接面接して、それぞれの家庭環境を把握して、教育現場の参考にされる、いわゆる家庭訪問という使い方とは基本的に違うのではないかというふうに思うのでありますが、教育委員会の職務として与えられている小中学校の管理運営という重要な仕事の責任を果たすために、教育委員会で小中学校に出向いて責任者である校長や教頭、学校管理それぞれの部門の責任者から現状や問題点、また要望を聞いて教育委員会として所要の措置を取る参考にする極めて重要な職務というべきであります。すなわち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２３条に規定されている小中学校という教育施設の管理に万全を期するための教育委員会として大事な調査活動であるべきというふうに考えます。それを「学校訪問」という表現で行うことはまことに不適切と言えるからであります。

今、安倍内閣が教育再生実行会議なるものを設置して、教育委員会制度の抜本的改革にも取り組もうとしておりますが、教育委員会の現状に対する全国的事案がせかされる理由の一つにもあたるのではないかというふうに私は考えますが、地方教育行政法で与えられた管内小中学校の管理責任を果たすため、小中学校の現場に出向いて校長、教頭らの管理運営の問題点や課題、そしてそれぞれの取り組みの現状を真剣に把握するため、厳正な調査活動との認識で教育委員会５名が事務局を随行させて、法的活動であるべきであります。法律の改正で数年前から、町議会にも提出されております教育に関する事務の管理及び執

行の状況の点検及び報告の中にも毎年度「学校訪問」という文言が使用されております。
この23年度あるいは19年度もそうでありました。

私は、「学校訪問」という文言はやめて「小中学校の現地及び現状調査」と表現するべきものと考えます。教育委員会とされ、また町教育委員会としてどのような認識と言いますか、考えであるのか明快な答弁を求めるものであります。

以上質問しますが、竹崎町政3期目のスタートになり、また安倍内閣の重要施策の一つであります、しっかりとした考えを答弁されることを望み、登壇しての質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 川尻議員の御質問にお答えいたします。

職員の意識改革への取り組みについてお尋ねであります、内容が具体的になりますので、総務課長から答弁させます。

続きまして小・中学校通学路整備及び点検についてでございますけれども、町道の管理者として教育委員会と連携を取り、危険箇所の改善に取り組み、適切な安全管理を行うなど、これまでも取り組んでまいりました。今後ともそのような姿勢で取り組んでまいります。なお、国道、県道につきましては、そのような対象箇所があれば、関係部局へ要望をあげ、改善に努めてまいります。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） まず、どのような研修内容等の分と成果についてでございますけれども、参加した各種研修を具体的に申し上げますと、熊本県市町村職員研修協議会研修、全国市町村国際文化研修所研修、全国市町村職員中央研修、自衛隊研修、接遇研修等を行っております。

成果は県単位の研修や全国単位の研修所での研修に力を入れており、時代の変化に即応した行動、専門的な知識を習得できると共に、他の自治体職員と交わることにより、異なる意見や考え方に接し、刺激を受け合うことで職員個人のスキルアップにつながっております。

次に、町民意識調査結果に関してですが、よりよい行政サービスを提供すると共に多様な住民ニーズに対応していくため、町民アンケート調査を実施し、問題提起された課題の解決や改善に取り組んでおります。

このような中で、平成22年度から接遇の第一人者であります、エレガントマナースクール代表の平林都氏を迎え、実践形式の接遇研修を実施し、接遇能力の向上に努めております。

次に民間事業所への派遣につきましてでございますが、以前、水光社、鶴屋への派遣を行っていましたが、まずは内部を知ることから、新人研修につきましては、道の駅田浦、芦北海浜総合公園へ職員を派遣し、接客や対応業務を学ばせております。また、今年度は自衛隊研修も新たに行いました。なお、新年度は新たな職員研修といたしまして、異業種、農林業等への派遣研修を検討しております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） まず、小中学校通学路整備及び点検についてですけれども、通学路の安全点検については、京都での事故のあるなしに関わらず、随時実施をしております。各小中学校では、通学路危険マップを作成し、児童生徒に周知し、その安全確保に努めています。

昨年４月２３日に発生した京都の事故を受け、文科省から緊急合同点検の実施依頼があったのが６月２０日でしたけれども、本町の教育委員会では、事故発生の翌日である４月２４日に各学校に対し、通学の安全確保のための児童生徒に適切な指導を行うように通知するとともに、通学路の危険箇所の再点検、抽出を指示し、対応しています。したがって、文科省の緊急調査については、その再確認に近い作業となったわけですが、御質問の文科省の緊急合同点検に関する具体的な内容につきましては、教育課長から答弁させます。

次に政府の教育再生実行会議を踏まえての具体的対応についてですが、教育再生実行会議においては、道徳教育の充実やいじめに向き合う体制の整備、体罰の禁止の徹底などが提言されていると承知しています。本町で実施している論語の素読など徳育の充実はまさにこの提言に沿ったものであり、豊かな心の子どもの育成を図り、いじめの解消に役立つものと思われま。

以下、対策等につきましては、教育長から答弁させます。

最後に、「教育委員会の町内小中学校の訪問」という表現につきまして、事務的な表現の問題ですので、教育課長から答弁させたいと思います。

以上です。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。

いじめ対策については、これまでも御説明しているとおり、現在のいじめの定義によれば、根絶することは不可能であると判断しております。しかし、各小中学校においては、該当事案が発生した場合は、教員内での共通理解を図り、早期解決に努めており、重大な事故に発展する事案はないと判断しております。

体罰につきましては、現在児童生徒を持つ全家庭にアンケートを配布し、その把握に努めております。体罰は御存じの通り、学校教育法第１１条により禁止されていますので、そのような事例はないものと思いますが、アンケート結果により、あがってきた場合は関係者の事情聴取を行い、指導するなど適切に対処していきます。

次に教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価につきましては、いじめに対する対応は、まずは学校現場での対応が大事であり、委員会事務とすることには、違和感があること、体罰については上位法で禁じられている行為であり、それがあつたことを前提としていないこと、以上の理由により点検及び評価の項目にあげる必要ないと判断しておるところでございます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） まず道路管理者への要請を含め、具体的にどのような改善をしたのか、道路ごとに明らかにされたいということでございますが、まず、この点検調査につきましては、教育委員会、総務課防災係、警察署、県道路管理者、町道路管理者、各学校が合同で実施し、危険箇所の確認を行っております。要請内容につきましては、外側線の引き直し、カーブミラーの設置などや道路自体の改良などお願いしております。道路ごとの内容につきましては、川尻議員さんはすでにホームページを御覧になり、御存じだとは思いますが、本日お配りした資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。資料はこちらのA4、2枚でございます。

田浦小学校でございます。町道太田線など7路線におきまして、路側帯が狭い、またはない、見通しが悪いなど7か所があがっております。うち2か所につきましては、樹木せん定、視線誘導標の設置、カーブミラーの設置、外側線の引き直しなど対策が完了しております。

佐敷小学校でございます。町道白岩線など6路線において、路側帯がない、見通しが悪い、横断歩道がないなど7か所があがっております。うち5か所につきましては、カーブミラーの設置、警告系看板の設置、外側線の引き直しが完了しております。

大野小学校でございます。町道天月祝坂線など2路線において、路側帯が狭い、見通しが悪いなど5か所があがっております。うち2か所につきましては、カーブミラーの設置など対策済みで、1か所は道路改修予定となっております。

資料次のページになります。

吉尾小学校でございます。県道球磨田浦線におきまして、路側帯が狭いなど2か所があがっております。これにつきましては、どちらも外側線の引き直しが完了しております。

湯浦小学校です。県道天月湯浦線など、4路線におきまして、線路との区切りが分からない、これは踏切のそばでございますが、それと交通量が多い、見通しが悪いなど5か所があがっております。うち3か所は、進入禁止ロープの設置、外側線の引き直しで対応が完了し、もう1か所につきましては、道路改修の予定となっております。

最後に内野小学校でございますが、町道倉谷日添線など、2路線で道路幅が狭い、見通しが悪いなど2か所があがっておりますが、これはいずれも検討中となっております。

以上、22路線28か所について要請をしております。うち16か所が完了済みということとなっております。

次に②の児童や地域住民の声を直接聞いて対応しているのかということでございますが、児童や地域住民の声につきましては学校において吸い上げ、危険箇所把握に反映していると判断をしております。

次③の中学校の通学路、スクールバスの運行の点検対応につきましてですが、中学校の通学路につきましても随時点検を行っております。また、スクールバスの運行につきましては、定められたルートをきちんと運行するよう指導を行っているところでございます。

次に大きな質問の4番目ですかね。はい。「学校訪問」という表現についてでございますが、学校訪問につきましては、毎年町内の全小中学校について実施を行っております。内容につきましては、まず、教師の授業を観察、そして校内の状況確認、帳簿の確認、そして意

見交換、そして指導を行っておりまして、調査よりも指導に重点がおかれたという内容になっております。よって、調査という表現よりも、広範な意味を含めまして、訪問という表現が適切であるというふうに判断をしているところでございます。なお、県下はもとより、全国的にもこのような行事につきましては、学校訪問という表現が使われておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） では、町長部局の方からいきますが、私が言ってる主旨は、まず、どう具体的に職員研修の成果が表れているのかという形で、一番私がお答えいただきたいこととございました。何をしました、かにをしましたというのは、経過報告であって、成果がどう出たのかというのが、一番重要であろうというふうに思います。

よってこの意見というのは、もう見られておるのは当然でしょうけれども、何件、何件と書いてあるのに、ほとんど意見を書いてある中で、1、2件であります。しかし、この行政事務の中で36件中18件がですね、職員の接遇、マナー、住民サービスの向上に努めて欲しいという意見が出たということに、一番私は「どうします」という、対応という形に答えがこれに載っていないものですから、どうなのかということでもありますので、もう1回町長、どんなですか？

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） そのような表記であがっておるわけでありましてけれども、今後はですね、上げられる成果があればですね、また、みなさん方にもそのような形で御報告をするようにちょっと検討してみたいと思います。なおですね、いろいろ18件ということですが、全体からしますと2,000名のアンケートのうち50%近くの回答率でありましたが、約1,000人近くであります、その中の18人の方がですね、そのようなことでありましたが、内容を見ていただくと分かると思いますが、具体性に欠けておるんですね。何月何日にどこでどうだったということがあればですね、きちっと指導もできるんですが、中には少し感情的なものも入っておるかなと思いますし、また、トラブル発生した状況がですね、なかなかつかめていないということで、具体的な対応は非常にこう表記するには難しい面がありますが、しかし、総じて私どもはですね、教育と同じであります。職員研修もその成果を見るには時間がかかるわけであります。研修を受けたから、翌日から変わるものではありません。少しずつ、1個ずつコツコツ、コツコツですね、意識改革を進めて、よってもって住民サービスの向上に努めてまいりたいと、かように考えております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） この町民意識調査は、24年度はアンケートを取っておられません。施政方針の中にも書いてありましたが、委員会審査でもお尋ねをしたんですけれども、25年度は更にこの意識調査の方ですね、具体的に町民からのアンケートが出るような工夫を凝らした、それではアンケート、意識調査をですね、する考えはないのか、その方からお答えをいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） これにつきましては、2,000人アンケートということで、5年間実施をしたところでございまして、これについては必要があるということで判断をすると、基本的に住民から御意見がどのようにあったかというのは、日々変わっていきますので、そういったことで必要があれば実施をしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 要するに、町長が言われました、ちょっと具体性がないとか、アンケートの意見が具体性がないとか、情緒的であるであるとか言うならば、具体的に意見が出るような調査項目に、私はすべきと思うんですよね。だから、そういう形に変えて意見の出しやすいようなことで、してはいかがかなあというようなことを言ったんですけれども。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） その項目につきましてはですね、何でも自由に御意見をお述べくださいというふうにしてあるわけでありまして、それ以上、細かい具体的な設定をするとなりますとですね、手を取り足を取りですね、していかないといけないということになりますが、一般町民の方であればですね、思うことは自由に書いていただきたいというふうに思います。

なお、一方ですね、何でも御意見箱というのがございまして、それには具体的に出てまいります。日付、名前、そして実際のですね、状況まで出てまいります。それはもう直ちに対応して、回答できる記名があればその方に回答いたします。無記名であればですね、これが回答するのが非常に難しゅうございます。そういうことで、一方では、何でも御意見箱でこれに直に対応しておりますし、一方、政策的にはですね御存じパブリックコメントを取っております。政策に関する事業に関する意見を述べていただくようなシステムになっております。当面はこのやり方でやっていきますけれども、改善すべき点があればですね、いろいろ御指摘された点も含めまして、検討はしてみたいと思います。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 私の1番、2番、3番という流れから、3番目には民間の、やっぱ厳しい職場環境、要するに利益という中でのいろんな会社の基本理念、方針というのがそれぞれあると思いますけれども、やはりその一番ソフトな面は、働く環境の中でいかに経営者が苦勞して経営をやっているかということでありまして、私は6時半から活力朝礼というのをやっておりますが、その成果というのはやっぱり明るく、朗らかにという明朗愛和な働きに感謝するという、そういう形の教育というのは一番必要という形で、やはり行政マンであれば、公僕精神という形でさらに意識を高めるためには民間の厳しい環境、社員教育というのを、やはり係長クラスがですね、学んでいただければ非常に成果が更に、今上がっていないと言っただけじゃなくて、更に私は上がるのではなかろうかと。竹崎町政の3期目でございまして、もう成果もそれぞれ出ておりますが、更にですね、民間企業なりですね、事例は言われましたけれども、地場の産業以外でもですね、やっぱり出向、派遣することも一つの意識改革、スキルアップの一つになるんじゃないかと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 総務課長からの答弁が先ほどでありましたように、かつて鶴屋デパート、あるいは近くであれば水光社へ派遣をしたことがございます。一週間ほどでありますけれども、なかなか長期間にはやはり無理な面がございます。そういうことで、その感想を聞きますとですね、まずは慣れない仕事でありますから、中程度あるいは高度の仕事は任せられません。いわゆる雑務であります。物を運んだりですね、整理したりですね、そんなのが主でありまして。共通した感想は、「ようこのきついのに、みなさん、がんばっとるなあ」という思いを抱いてきたということでもあります。それは、昼間行ってこちらに帰ってまいりましてからですね、「やっぱり世の中にはいろんな方々、いろんなところで苦勞なさっとるな」ということをやっぱり念頭において仕事、職務に取り組んでくるということでもあります。が、外部に出すことも考えたわけではありますが、まずは身近なところですね、サービスを必要とする箇所が結構ございます。先ほど言いましたように、温泉センター等もございましてですね、公園の営業等もございしますので、そこでやはり現場の苦勞とか汗を流すとかいうですね、ことについて、十分学んで帰ることができます。自衛隊研修におきましてはですね、これはもう苦勞の連続でありましてですね、「これまでの生活態度、勤務態度、反省せないかん」という、「気合入れていこう」という共通した思いでみんな帰ってきてもらっておりますが、御提言でございますので、それらも含めてですね、また検討はいたしたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） なかなかですね、心の問題でありますので、意識改革にはそれぞれ苦勞をされるとは思いますが、やはりよその事業所を体験するのは大変いいんじゃないかなあというふうに思っておりますので、今度のアンケート調査で非常に良くなったという評価が出るのを期待しております。

次に教育委員会の方ですけれども、ちょっとですね、私はいじめがあったのかないのか、体罰があったのか、ないのか聞いているではありませんので、教育長。私は、そういうものではなくして、どういうふうな教育委員会の方針なのかが一番大事だというふうに感じて、こういう質問をしたんですけれども、要するにもう一度、お答えいただきたいのが、教育再生実行会議があつとります。中間報告なり、3月には出るということでもありますけれども、やはり教育委員会としての今後に向けてのですね、どう言いますか、教育に対するやっぱり熱意と言いますか、そういうのをあと一回ちょっとお答えいただければと思います。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。国が示されておりますような、そのような方針で芦北町教育委員会としても、今後学校現場にはしっかり取り組んでいきたい、そのような思いでございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） まだ、ちゃんとした通達なりあってから、するというところで理解をしました。そして、いじめとか体罰は起きてから何か対応するようなことに私はとったんで

すけれども、ないということ。しかしながら、防ぐ、あってからどうのこうの対策するよりも、ある前に何らかの教育委員会としてのですね、対策、対応が大事かというふうに思いですが、教育長、いかがですか。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） いじめにつきましても、以前、従来より申し上げております。多少のいじめは、学校現場でこれは発生をいたしております、それ直後に解決をさせるようにしております。そのような日頃のいじめ、体罰につきましても学校現場での教職員と、そして児童生徒とのしっかりしたチェック確認を校長会の中でも指導しておりますので、日頃から取り上げて今回の事案を取り上げての指導ということじゃなくて、日頃から指導しておるということで御理解いただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） やはり教育委員会が学校に出向いて行く場合に、やはり緊張感を持ってですね、対応されるようなピリピリするような学校管理者、教育者がですね、そういう関係でなからんと私はいかんと思うんですよ。なれなれしい教育委員会の、学校側からのですね見方が。やはりそれだけのですね、緊張感を持ってやっぱりお互いが教育現場に行って対応しないとですね、何かなれ合いのような感じを聞くものですから、やっぱりピシッとしましたですね、ピシッとした教育指針の基にですね、やはり接せられた方がですね、何かいいような感じが、耳にするものですからですね。

そして「学校訪問」というのをどこでも使っている、ただしですね、ここのこれは19年度に教育委員会運営という中で、19年度にですね「学校訪問」という形で書いてあったですね。教育行政法という権限、職務等を見たときですね、そういう訪問という言葉でいいのかなというふうに思いましたし、私、友だちおりますけれども、そういうこともですね、やっぱり今回出たんですよ、私に。「芦北ではそういう学校視察、調査するときに訪問という言葉を使っている。」という問いかけがありました。だから「ああ、使っている。」「これは私も疑問に思っていた。」という、案の定同じ私の友達の市議員ですけれども、「そんなら僕もちょっと教育委員会にこういうことを聞いてみる。」ということですね。やはり「訪問」という言葉がいいと言われましたけれども、やはり権威を持ってですね、行くためにはやっぱり調査とかそういう形ですね、私はまた、活字として載せる場合は、特にそういう表現がいいと思いますし、まあこれは押し問答になるかもしれませんが。

この項目が19年度はですね、1番にですね、教育委員会運営事業という事業をあげてあったんですよ。それが11番目になっていますよね。順番がどうのこうのじゃないんですけれども、生涯学習課は社会教育委員会運営事業というのをやっぱり自分のところを1番にあげている。こういうところから、私はちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますし、毎回「訪問」という言葉を使っているものですから、今回は質問という形でしましたけれども、私の意味は十分御理解しておられると思いますけれども、やはりそういう立場で教育委員会という5名のですね、委員の方がやっぱり切磋琢磨しながらで

すね、教育現場に対応していただきたいというふうに思っておる次第でありますし、町長の「すべては子どもたちのために」というテーマがあるわけですので、そういう意味でのですね、教育委員長の最後のお答えをいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 渋谷教育委員長。

○教育委員長（渋谷百鍊君） ただ今、御意見を拝聴しまして、そのような緊張感をですね、持ちながら務めているつもりではありますが、外から見てちょっとそれがそういうふうに見える部分もあるかもしれませんが、心してですね、今後対処をしていきたいなというふうに思っております。

それから、事業の実績等につきましてはですね、教育長の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。学校訪問につきましては、緊張感を持って、そしてその訪問の中には学校のまさに管理運営に資するような指導、改善を大前提とした目的でございますので、御理解をいただきたいと思っております。しっかりしたこれからも子どもたちの健全育成に資するために指導行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） まだ、時間がありますので、通学路の方に戻りますけれども、こううたってある中で検討中という部分でですね、ちょっと具体的にですね、どういう形でどういうふうなことでやるとか、そういう具体的な日程、工程というのは検討中だけでは分かりませんので、そういう具体的にお答えをいただきたいというふうに思います。なんせ事故が起きたら終わりでありますので、緊急に予算要求でもやはり検討すべきという執行部局とのやり取りもあろうかと思いますが、お答えいただきたいと思います。

○議長（藤井公明君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） お答えいたします。この安全点検につきましては、当然ながら道路の管理者も一緒に立ち会っていただいております。したがって、できる所からやっただいておるという状況でございます。

現在要請中で、まだできていない所につきましてもですね、町道に関しましては建設課、県道に関しましては地域振興局の土木部ですね、等で対応していただくように今後もお願いしていきたいというふうに思っております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） では、中学校の通学でありますけれども、自転車通学もありますよね。小学校とは全然違う経路で来るとかありますが、そうなりますとこの危険箇所にも防犯等の問題とかいろいろありますので、こういうのも表記してですね、具体的にやっぱり表として表してもらった方がいいと思いますが、どうされますか。

○議長（藤井公明君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） 中学校の通学路につきましても、先ほど委員長が申し上げましたが、4月24日の段階で各全中学校ですね、通学路を再点検をするように指示をいたしまして、各中学校から点検結果があがってきております。その内容につきましては、また建設課の方にですね、町道につきましては建設課になりますが、お願いしてやっていきたいというふうに思っておりますし、また佐敷中学校におきましては、街灯ですね、今議員さんおっしゃいましたけれども、電気を付けて欲しいという要請もございますので、その辺につきましてはまた、これについては電気代等の問題もありますので、地元ともですね、お話し合いをしながら設置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（藤井公明君） 川尻君。

○12番（川尻成美君） 佐敷校区におきましては、ずっと前からですね、街灯、防犯灯の問題は出ておって、陳情はどこに出したらいいのかとか、そういうのを言われておりましたが、前のままですか。改善はしていないんですかね。そのままですかね。設置、防犯灯の設置とかはそういうのは、いくらかされたんですか。そのままですかね。如何ですか。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 防犯灯の設置でありますけれども、年々地元の区長さんから要望がありまして、要望があった点につきましては速やかにうちの方で対応して、防犯灯の設置については対応を行っております。あくまでもその地元の区長さんから、先ほど話がありましたように、学校関連者とかそういったことのいわゆる意識共通も必要かと思っておりますけれども、基本的には区長さんが実施するということでもありますので、区長さんの方から申請があれば、速やかに現在申請があがった分については行っておるという状況でございます。

○議長（藤井公明君） 川尻君の質問が終わりました。ここで10分間休憩いたします。

-----○-----

休憩 11時13分

再開 11時27分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き、会議を開きます。次に林田君。

○2番（林田燿宏君） 議長の許可を得まして、一般質問をさせていただきます。

先日、3月定例会の初日に竹崎町長より、平成25年度の施政方針を聞かせていただき、時代にあった新事業も取り入れられ、新しい芦北に向かっての希望を感じたところであります。特に商工業振興につきましては、商業、工業の育成ということで商工会に属しておりますので、それにこたえていきたいと思っております。

本日はその中から3点、質問させていただきます。

まず1点目、町民の心を和ませる美しいまちづくりを推進する花苗配布について、花苗の種類及び配布数はどれぐらいかお聞きします。景色のいい場所を決めて、住民一同による植え付けで花公園のようにすることを目標にしたらどうか。

2点目、安全・安心なまちづくりにつきまして、一時は災害に対しまして住民意識が薄れてきたのではないかとされておりましてけれども、先日の新聞報道などでは、県内の災害被害予想状況が発表され、その中で震度7の地震が予測されておりました。

この地域におきましては、布田川・日奈久断層があります。そういうことで、このたびの施政方針の中で示された災害対策は的を射たいい時期ではないかと思っております。

そこで、災害対策で沿岸部に設置する海拔表示板、ハザードマップ作成の具体的内容をお聞きいたします。そして湯浦慰霊塔防災サイレンの設置の方法はどうなるのかをお聞きします。

そして3点目、平成23年12月定例会におきまして、一般質問をいたしました。教科書採択の件はどうなったのか、以上3点をお聞きいたします。

あとは質問席よりさせていただきます。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 林田議員の御質問にお答えいたします。

花苗配布につきましては、平成13年度から実施しているまちづくり支援事業の中での大きなメニューの一つであります。具体的内容につきましては、担当課長より答弁させます。

次に、安全・安心なまちづくりについてでございます。東日本大震災から2年が経過した中で、県の地震、津波被害想定調査結果の概要に基づき、安全・安心なまちづくりの取り組みの一環として、海拔表示板設置や防災マップに新たに地震防災マップ及び津波浸水想定を加えたハザードマップの作成を行います。具体的な内容につきましては、担当課長から答弁させます。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 花苗配布等の質問についてお答えをいたします。①、②の質問につきましては、関連をいたしておりますので、まとめて答弁をいたします。

この花苗等配布事業につきましては、平成23年度の県民体育祭開催を契機に花いっぱい運動の機運が高まり、多くの行政区で取り組みがなされております。まず、配布数についてでございますけれども、平成24年度はポチュラカ、パンジーなどの花苗を1万1,589株、ヒマワリ、コスモスなどの花の種でございますけれども、これを166袋、チューリップ、水仙などの球根を620袋配布し、町民のみなさまに大変喜ばれております。

このまちづくり支援事業は、住民のみなさんの総意と工夫による、活力ある地域づくりを推進することが目的でありまして、花苗等配布事業は地域のみなさんの手によって花いっぱいによる快適な生活環境の保全と美しい景観の創出を図ることを目指すものでございます。そのようなことから、現在のように地区ごとに配布することで住民の心が和むような場所を自分たちの手で地区の中につくっていただくということが適当であるというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 次に安全・安心なまちづくりについてお答えいたします。

まず、海拔表示板設置につきましては、津波の影響が想定される海岸線沿い及び河川沿いを重点的に電柱や避難所など100か所程度に海拔と避難方向の矢印を合わせて設置予定です。

次に、ハザードマップ作成につきましては、平成20年に作成いたしました芦北町防災マップを更新するにあたりまして、地震防災マップや津波浸水想定を加えたマップを作成する予定でございます。なお、作成後は全世帯に配布予定でございます。

次に、湯浦慰霊塔防災サイレンの件につきましてでございますが、現在の場所に同程度のサイレンを、防災行政無線と連動した形で新年度設置する予定でございます。なお、設置後は全国瞬時警報システム「Jアラート」により、津波情報や緊急地震速報、弾道ミサイル情報などが瞬時に伝達できるようになると思っております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 澁谷教育委員長。

○教育委員長（澁谷百鍊君） 副読本の採用につきまして、教育委員会で検討を重ねましたが、結論から申し上げますと副読本として採用しないということになりました。詳細につきましては、教育長から説明をさせます。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。育鵬社の教科書を副読本とするかということについて御説明申し上げます。当教科書を採用するか、ということは全国的にも話題となったことでございますが、前回の議員さんの質問を受け、教育委員会では平成24年5月の委員会会議時に現在使用している東京書籍と育鵬社の両方の教科書を配布し、内容を見ていただきました。その後、定例の委員会ごとに検討してまいりました結果、一つ育鵬社の教科書は副読本として採用するとしても、その内容、ボリュームは教科書である。法律では1種目1教科につき、1種類の教科書を採択すると定められており、育鵬社の教科書を副読本として採用した場合、事実上教科書が2冊となり、現場に混乱をきたす恐れがある。

二つ目に現在使用している東京書籍の教科書は地域の研究委員、選定委員を経て1市2町で組織されている採択協議会で決定されたものであり、指導要領で定められた必要な内容が十分確保されている。よって副読本によってどの部分を補うのかが不明である。

三つ目に協議会決定以外の教科書を副読本として使用する場合、地域の採択協議会の存在意義がなくなるという理由により、平成24年9月の教育委員会会議におきまして、副読本として採用しないとの結論に達しました。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） ありがとうございます。今、花苗配布でございますけれども、平成23年からということですね、私たちも協力して植えたこともありますけれども、結構な配布量ということですね、思いますけれども、その分予算というのはだいたいどの位その使われているのかということをお聞きいたします。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 予算ということでございますけれども、平成24年度の予算では、前期後期2回合わせて配布しております。前期が6月上旬配布で100万。後期が11月上旬で100万、合計で24年度が200万の予算措置を行っております。それから3年間、今実施をしておりますけれども、3年間の予算措置が合計で550万予算措置をいたしております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） そうですね、結構な予算でありまして、本日はですねこの小さい苗にですね、大きな夢を託して、ちょっと質問させていただきたいと思っているんですけれども。平成23年から県民体育祭からがその契機にということで機運が高まっております。今から地域にですね、それぞれ根付いていくのではないかと思いますけれども、美しい環境づくりにですね、地域がなればと思っております。

その中で、地域の意志によって植えるということでございますけれども、地域間のそれぞれの地域の差というのはないのでしょうか。お願いします。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） この花苗配布事業につきましては、行政区からのですね、申請が基本でございます。申請されない行政区も当然あるわけですが、予算規模等から見ますとですね、妥当な申請件数が毎年上がって来ているというふうに認識をいたしております。平成24年度の申請でございますけれども、前期が35行政区、後期が34行政区が申請をなされて、配布をしたところでございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） そうですね、そしたら数はそれぞれ来られたところがその余りを持って行くという形でされているわけですね。この花苗配布はですね、大変花を愛する方が多いということで、いいことだと思っておりますけれども、花には人を和ませる効果もありますけれども、また植えることによって交流も生まれますし、何より花にはですね、人が集まって参ります。ここにおられる井上課長の前ではございますが、お父さんがアジサイを植えて、約1カ月半で2,000人ぐらい来られたということで、私も1回行ったことがありますけれども、まわりの相乗効果というかですね、「トウモロコシもトラックいっぱい売れたっばい。」という話で、「それはよかったですね。」ということでありましたけれども、そういうことで、非常に花には人が寄ってくるということでありまして、その後も井上課長には引き継いでアジサイを植えてもらいたいなと思っておりますけれども。今思っている質問とですね、私の内容とは少し事業の目的は違うと思っておりますけれども、今後この事業が浸透していけばですね、大きい花の公園というような構想にまで発展して行ければと思っておりますけれども、そこはどうお考えですか。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 大きな花公園というような構想の、今質問でございますけれども、以前はですね青少年育成町民会議の主催によりまして、湯浦運動公園の前の花壇がございますけれども、あそこにですね地区の方、お集まりをいただいて、花を植えた経緯がございます。議員の言われる花公園の要望がですね、住民の方々からございますと、例えば行政区まとまってですね、例えば湯浦東、あるいは湯北と合同で申請することも可能でございますので、どうか住民の町民の方とですねお話をされて、申請をしていただければですね、要望にこたえられるというふうに思いますので、是非よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） あそこで行政でまとめてできるということであればですね、行政区長さんとも協力して出す場合1か所で植えたりできると思いますので、それは本当ありがたいなと思います。そして花というのは何よりですね、健康とあとは心の癒やしとか、それと、この前の、以前会議に出ました時にですね、医療費の削減にもなると、花を植えたということで、そういう話も聞きまして、ああそれはいいなというふうに思っております。そして、またヨーロッパではですね、花や緑が心の健康を育てるという園芸福祉があるということも聞いております。その中で本年度、県内初の芦北健康づくり条例というのができてきますけれども、先日の文教委員の予算委員会で課長の楠原課長が、その健康づくりの条例の説明をされまして、大変熱意のある説明でありましてですね、あの話でしたら住民も賛同するのではないかなと思うぐらい熱意がありまして、そういうことで、そういった健康づくりとタイアップというのはですね、どうお考えでしょうか。

○議長（藤井公明君） 井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 今の議員の御質問は花苗配布等に関する御質問でございますので、私の方からお答えをいたします。花を植え、鑑賞することはですね、心が和みましてですね、精神的にも落ち着くというふうに思いますので、今後、担当課ともですね協議をし、検討してみたいというふうに思います。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） 是非そのようにですね、お願いできればと思います。なぜかと言いますと、芦北は本当、県下でも誇るその風光明媚な場所でありまして、最高に花が似合う場所じゃないかなというふうに思っております。近くの水俣市のバラ公園、それとコスモス祭りなんかに私も行きましたけれども、大変たくさんの人が県内各地から訪れております。今の時代はですね、物はあふれて、心の豊かさが足りないのではないのかなという思っておりますので、この花には地域の交流、また健康、そして経済効果もあるということでもありますので、目指すは県内一の花公園を目指しましてですね、この小さな苗に大きな夢を託していただければと思っております。これで、1番目の質問を終わらせていただきます。

それでは、2番目の防災、災害についてですけれども、前回よりもずいぶん、その防災マップにしましてもですね、精度の高い津波とか地震の予想もされたマップでございますけれども、その海拔と避難方向の矢印の表示板100か所ということでございますけれども、そ

の100か所につきましては、住民の意識付けにもなる。大変ありがたいなと思っております。

そこで、その海拔の表示板は、100か所はですね、津波の影響が想定される海岸部や河川沿いということですのでけれども、それはどのような目的、どのようなことを優先に設置をされているのか、また具体的な設置場所はもうわかっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 設置目的でございますけれども、津波そのものについては、いろいろありましてですね、県が出している分については、今現在2.8という状況を出しておりますが、その分の避難対策の一環として、地域住民や観光客などが津波等の災害から避難を行う際の目安になるような、ということで設置を目的としております。この具体的な設置箇所でございますけれども、さきほど申し上げました海岸線沿い、及び河川沿いを重点的に、今後、地元の区長さんと現地調査を行いながら進めて参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田燿宏君） 全体が地域が低いところにありますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。それと、海拔と避難方向の矢印の表示をするとありましたけれどもそれはどのようなものでしょうか。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 津波についてはですね、いつ発生するか分からないという状況でございますので、津波発生時にどの方向に避難したらいいのか、それから日頃から住民に自主防災の意識付けを行うため、高台など安全な場所に誘導するような避難経路を合わせて矢印で設置をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田燿宏君） これはですね、大変いいことだと思っております。本当、いざ、という時は分かりませんので、ありがたいなと思っているのですけれども。先日、各社新聞などでも報道がありましたようにですね、県内の予想図がありまして、その中でもですね、この芦北町の地域は布田川・日奈久断層ということがありますので、震度7ということでも発表されておりましたけれども、本町への被害はどのように想定されているのかをお聞きします。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 先ほど議員がおっしゃいましたように、本町に地震でございますけれども、先ほど申し上げました震度7ということが熊日にも掲載されましたし、そのような県の発表でございました。それから地震等につきましては、そういった活断層の影響で2.8mという想定がなされております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田燿宏君） ありがとうございます。一応、想定ということでございまして、7と2.8ということでございますけれども、2.8でもその国道沿いなんか見れば、表示が1mとしてありましてですね、やっぱり芦北町の3号線沿い辺りも大変危ないんじゃないかなと思っております。

次に湯浦慰霊塔の防災サイレンに関しまして、これは長年故障してですね、地域の住民の方からは「サイレンとか鳴らん」という話で聞いて、大変期待をされておった防災のサイレンでございますけれども、その種類というか、同程度ということでございましたけれども、防災と連携したJアラートとか、ミサイルを察知するとか、高性能の防災サイレンになっているようでございますけれども、それは、前はサイレンだけとかチャイムだけとかありましたけれども、その時報なんかはどうなりますでしょうかと思ひまして。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 内容についてはですね、先ほど申し上げましたように、Jアラート等による津波情報、緊急地震速報などが瞬時に伝達できるということでございます。それから、サイレンかチャイムということですが、緊急時にはサイレン、それから時報については音楽ということで今現在、計画をしております。時間帯につきましては、午前8時、それから正午、午後5時を現在計画をしております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田燿宏君） そうですね、そうやって分かれば分かりやすいと思いますけれども。その時報につきましてですね、チャイムということでありますけれども、以前は確か8時じゃなくて6時じゃなかったかと思ひます、朝はですね。それと、分かっておりましたらその曲目とかなんかはあるわけでしょうかと思ひましてお聞きします。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） あの今現在、案でございまして、いろいろ地域のみなさんのですね情報をいただきながら、逆にあの、平成25年度に予定しているということでありますので、その間、期間がありますので、地区の情報をいろいろ収集した中でしたいと思っておりますが、案でございまして言いますけれども、現在、午前8時については野バラ、正午には恋は水色、それから午後5時にはふるさと、ということをして現在、計画をしております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。少しまとめて、もう一問一答的な形になってしまいますから。

2、3まとめて質問してください。林田君。

○2番（林田燿宏君） 分かりました。大変曲はこれは、課長好みではないかと思ひますけれども。先ほども申しましたが、外でも仕事ができる人は大変このサイレンには期待しております、というのは消防団の方もですね、以前の質問でしましたように、「全然わからん」ということで、今度はえらい期待しておりますけれども、子どものためにもですね、夕方5

時のサイレンが鳴れば、「もう帰らないといかんばい」という指導にもなりますので、ありがたいと思っております。

この防災対策はですね、いつ起こるかわかりませんし、本当にこうどこまでやっても切りがありませんけども、今後も安全で安心な芦北町を目指した対策をしていただきたいと思いますと思っております。

次に最後に、3番目の教科書採択についてでございますけれども、もう既に決まったことでもありますし、先ほど説明がありましたようにですね、分厚い本でありますので、副読書ということではですね、今までの予算もあります、そして、また協議会の意義ということでそれは十分承知しております。それは了解をいたしておりますけれども、一年ちょっと過ぎてですね返事がなくて、その間にもお聞きしましたが、「まだ検討中である」ということでありましたもので、今回質問したわけでございますけれども。

この教科書採択につきましては、私も20年くらい前から、県議会に陳情に行ったりして、相当思い入れがある取り組みでございますもので、させていただいたわけでございますけれども、今回も安倍政権も非常に教育問題にも力を入れて、教育の教科書問題にも発言されております。前回の安倍首相は「戦後レジームからの脱却」ということでですね、その伝統や文化なども取り組まれたわけでございますけれども、そしてまたこの教科書というものは地域で選択していいようになっておりますので、質問したわけでございます。次の選択の基準としてですね、やはり自分の子どもたちや孫たちにも伝えたい、やっぱり素晴らしい日本の文化やですね誇りや明るい未来の教育をする教科書の選定がされるべきかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。次のためにも。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。県が定めております枠組みの中で、日本の伝統文化の教育観を持ち、教科書採択のシステムにのっとって検討を行って参りたいと思っております。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田耀宏君） 是非ですね、そのようにできればと思っておりますけれども、みなさんもいろいろ御承知でございますけれどもですね、やはり日本というのは素晴らしい国であるというのは、外国から見たらみなさんそのように言われます。特に大正11年にですねアインシュタイン博士が来られた時にですね、「日本の家族はもう本当素晴らしい」ということで賞賛されておりました。西洋人の個人主義のですね孤独を嘆いておられまして、本当にこの地球上に日本という尊い国があるということは本当にありがたいということであります。あの喜劇の俳優チャップリンも何回も訪日されて、それで使用人がおったわけですがけれども、その使用人もすべて日本人にってしまったというぐらい日本人の素晴らしい、親切で信用があるということでございました。また、トルコの教科書にもですね、日本のエルトゥールル号という遭難のですね、を助けた和歌山の人たちの話も載っておりますけれども、そういう美しい、子どもたちに伝えたい話がいっぱいあります。幸い芦北町ではですね、昨年から武道で空手の導入や道德教育では論語を取り入れ、また今年度は学力向上ということ

を目指すということでもありますので、非常に期待しているわけでございます。この日本の教育は、この熊本の芦北からだというふうにも思っております。といいますのは、「朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ」という教育勅語がありますがけれども、これを明治天皇がですね、日本の将来を不安に思われて作成を命じられたわけですがけれども、その時に草案に当たった井上毅、元田永孚というのは、この方は同じ熊本県でありますので、非常にこの熊本県は教育立国ということで私自身は思っております。それで同じ熊本出身であるということで今の教育を、に對しましてどうお考えでしょうかと思ひましてお聞きしたいと思ひます。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 学力の充実はもちろんのことでございますけれども、特に今後、徳育を重んじた教育を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 林田君。

○2番（林田燿宏君） ありがとうございます。最後にですね、次回の改正のためにということで一言いわせていただきますけれども、道德教育ということでもありますけれども、アーノルド・J・トインビーというイギリスの歴史家がですね、「12、3歳までに歴史を神話を学ばなかった民族は例外なく滅んでいる。また道德心が失われた時、その国は滅びるのだ」と言っておりますけれども、今、戦後68年、ギリギリのところだと私自身感じております。去年は古事記編さん1300年で、明治天皇の玄孫（やしゃご）のですね竹田氏は、「ホテルに古事記を置こう」という運動もされております。そういうことで、教育においては国の成り立ち、日本の始まり、そういうことは大切だと思っております。同じく家庭においても、自分のじいちゃんばあちゃん、先祖の話は興味があることだと思いますので、どうぞそのようなことで、よろしくお願いしたいと思います。次回の教育会改正にはですね、そういう教科書が選定されますよう祈念して、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（藤井公明君） これで林田君の質問が終わりました。ここで昼食のため暫時休憩し、午後一時より開始します。

-----○-----

休憩 12時00分

再開 13時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） 休憩前に続き、会議を開きます。次に坂本君。

○1番（坂本 登君） みなさん御苦労さまです。日本共産党の坂本登です。議長の許可をいただきましたので、3月定例会最後の一般質問者として大枠で4項目お聞きいたしますので、前向きで明快な答弁を求めて質問に入ります。

最初に、公正・公平な入札制度のあり方と政治倫理条例の制定についてお聞きをいたします。

①、2月の初旬と中旬頃の二度にわたって、日本共産党水俣市委員会事務所に、「芦北町在住、公正・公平を願う町民より」と匿名希望と書かれた投書がありました。当初の内容は、町の請負の中で地方自治法、議員の兼業禁止、第92条の2に抵触する事例があるのではないか、また指名入札業者を選定する執行部の指名委員会にも問題があるのではないかと、という2点が主な内容でした。そこでお聞きいたします。町内の請負事業の中で、地方自治法、議員の兼業禁止、第92条の2に抵触するような請負の事例があるのかどうかお答えください。また、指名入札業者はどのようにして資格審査を行い、選んでいるのかお答えください。

②、町三役及び議員は、町民全体の奉仕者であることを認識し、私的な利害関係によって公職の円滑な運営と公正・公平な遂行を妨げたり、町民から疑惑を招くようなことがあってはならないと思います。全国的には公正・公平な政治を行うために、自治体の憲法ともいわれる、それぞれの町の自治基本条例、政治倫理条例が作られています。芦北町でも自治基本条例、政治倫理条例を作るべきだと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。お答えください。

2番目の質問に入ります。小、中学校における体罰問題の取り組みについて3点教育長にお聞きをします。

①、芦北町管内の小・中学校での体罰問題をどのように把握していますか。教職員に対し、どのような指導、対策をしてきたのかお答えください。

②、実態調査をおこない、学校での体罰防止について十分な話し合いを行うと共に、各学校に体罰・いじめ対策室などを設け、児童・生徒、保護者、教師が気軽に相談できるような機関を設置する考えはありませんか。

③、同時に教育委員会内には、保護者、教師、外部の有識者等を入れた体罰・いじめ対策センター的なものを設置する考えはありませんか。答弁を求めます。

3番目の質問に入ります。町道・県道の交通安全対策についてお聞きします。

①、熊本中央信用金庫佐敷支店前の交差点から佐敷駅前通りは買い物などで人通りも多く、小、中、高校生の通学路でもあり、大型車の進入は危険です。大型進入禁止にすべきだと思いますがいかがでしょうか。

②、県道芦北球磨線、芦北石油前の交差点内にグレーチングがあります。3号線に向かって右折する単車がスリップして転倒し、危険です。重大事故が発生する前に転倒防止の安全対策を県に申し入れてほしいがいかがでしょうか。

③、佐敷本町通りの歩行者が歩く部分はやや傾斜があり、凹凸もあって高齢者、障害のある人にとってはつまずきやすいという声があります。点検し、安全対策を講じてほしいがいかがでしょうか。答弁を求めます。

最後の4番目の質問に入ります。河川の安全管理についてお聞きします。以下、3か所の河川管理について、県、及び電源開発に町として申し入れをしていただきたい。花岡川原地区の佐敷川緑地公園付近の河川上流の護岸が沈下し、亀裂が生じています。護岸近くの民家も同じく沈下し、壁、テラスにはひびが入っています。災害時、防災面でも危険で

不安視する住民の声があります。護岸の補強、安全対策を県に申し入れをしてほしいがいかででしょうか。

吉尾診療所下から球磨川までの河川、また、旧海路小学校下から球磨川までの河川管理問題で、土砂が非常に堆積しています。住民の方は、これまで電源開発で2月頃に土砂を取り除いていたが、今年はまだ取り除いていません。梅雨時を目前にして洪水を心配する声があります。土砂の除去を実施するよう意見を上げて欲しいがいかででしょうか。

以上、明確な答弁を求めまして、本壇からの質問を終わります。再質問は質問席から行います。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 坂本議員の御質問にお答えいたします。地方自治法第92条の2の件でございますけれども、議会の判断と思われまますのでそちらに委ねるべきと考えます。なお、入札資格審査につきましては、具体的な内容に及びますので総務課長より答弁をさせます。

続きまして、自治基本条例、芦北町政治倫理条例についてでございますが、現時点で制定は考えておりません。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 入札業者の資格審査であります。各業者には2年に1回、競争入札参加資格審査申請書の提出を求めており、それを審査を行っております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） お答えいたします。体罰については、現在、児童・生徒を持つ全家庭にアンケートを配布し、把握に努めております。体罰は学校教育法11条で禁止されている行為であり、これまでも校長会などで指導を行っております。教員も当然、承知していると判断しておりますので、今回の件を受けての特段の指導は行っておりません。

現段階で、町内の学校現場における体罰はないと認識をいたしております。いじめについては、以前から御説明しておりますとおり、各学校において適切に対応されていると判断しております。また、児童・生徒、保護者、教師が気軽に相談できる場として、各中学校に心の教室相談員を配置していますので、現状として、体罰、いじめの対策室を設置する計画はございません。体罰、いじめ対策センター的な組織についても同様の理由から設置の予定はございません。

以上でございます。

○議長（藤井公明君） 山口建設課長。

○建設課長（山口純志君） それでは、町道・県道の交通安全対策についてお答えいたします。

まず、佐敷駅通り線への大型車通行規制につきましては、大型車を進入禁止することにより、交差点付近が交通渋滞を引き起こす可能性があります。今後も、関係機関と協議を行っていきたくて考えております。

なお、通学生につきましては今年3月に佐敷駅跨線橋、これ通路橋でございますが、開通しますので、危険性の緩和がはかられるものと思います。

次に、県道芦北球磨線の芦北石油前の鋼製蓋についてであります。町においても現場は十分把握しております。要望もしておりましたので改めて県土木部に確認したところ、新年度において2か所のうち1か所を施工予定ということです。

次に、花東本町線の安全対策についてであります。本路線は年次計画を立てて改良しております。佐敷中学校付近が本年度完了いたしましたので、本町通りにつきましても、新年度以降、街並み環境に適した整備をする予定です。

続きまして、河川の安全対策についてお答えします。佐敷川緑地河川公園付近の護岸補強、安全対策を県に申し入れをしてほしいとのことですが、この件につきましては、佐敷川にかかる白岩橋から下流の芦北橋までの区間、兩岸の護岸の補強工事を継続的に県に要望しております。要望のかいあって、熊本県は平成24年度から海岸堤防等老朽化対策工事として、芦北排水機場付近から佐敷川緑地公園河川公園手前までの護岸補強工事を一部着工しています。今後も調査、施工等の要望をしていきたいと思っております。

次に、吉尾診療所下の県管理河川、吉尾川及び海路小学校下の町管理河川、平谷川の土砂堆積については、電源開発に確認しましたところ、平成20年度から22年度にかけて、球磨川の土砂撤去を行った時に撤去したとの解答でした。今後も、堆積状況を見ながら実施していくとのことでしたので、早めに実施していただくよう要望したいと考えております。なお、町管理の平谷川の土砂堆積につきましては、平成25年度に予算を計上しております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 大きな枠で3番、4番は要望等でありますので、町の声届けさせていただきます。今建設課長から答弁がありましたように、しっかりと要望していただきたいと思います。

まず入札制度、また、の問題ですが、①について、議会の問題、判断によるという答弁と審査会では審査会を作って審査している、ということでしたが、議員本人の立場は議会ではなんらかの形を話し合われるというかそういう方向に進むのかわかりませんが、していただければいいと思います。私は町の審査会について、少しこの答弁では「ああ、そうですか」と簡単に引き下がるわけにはいきませんし、町民に説明もできませんので、もう少し詳しくお聞きをいたします。

みなさんも町民の方もよく御存じのとおり、16名の議員の中には、芦北町の立派な実業家として、会社経営の中心になって頑張っておられる方々がいらっしゃいます。議員必携には、議員の兼業禁止項目に次のように書かれています。「議員は、住民全体の代表として公共に奉仕する職責を担っているから、その職責に専念すると共に、公正にその義務を果たさなければならない。そこで、議員が他の職を兼ねることによって生じる障害や不都合を排除する必要があることから、兼業禁止規定が定められている」と前置きを述べています。そこで、地方自治法（議員の兼業禁止第92条の2）では、普通地方公共団体の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をするもの及びその支配人又は主として同一の行為をする法人

の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることはできないとなっています。そこで、お聞きをします。

芦北町には、副町長、総務課長、建設課長、農林水産課長、上下水道課長などで組織する芦北町工事入札指名審査会があります。2年に1回事業者を審査するに当たって、資格審査申請書は会社役員及び事業実績などは、本人申告だけでなく、会社役員の登記簿謄本や、県が出している経営事項審査結果通知書などを添付を求め、確認して審査をしているのかお答えください。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 冒頭に述べました資格審査についての項目として、営業項目の状況、希望する工種、希望工種ごとの平均売上高、希望工種ごとの等級別技術者、施工実績、法人の場合は登記簿の履歴事項確認、それから納税状況等を審査をしております。いずれも、これには正当であるということから、すべての申請された業者については問題ないものと判断しております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 確認して選定していると、業者については問題ないと答弁されました。

先日、私は法律を理解するために、法律事務所に行き、弁護士さんに法律の解釈を説明していただきました。地方自治法92条の2の法律解釈は、普通地方公共団体の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をするもの及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることはできないと規定しておりますが、主として同一の行為をする法人とは、最高裁判例では当該普通地方公共団体等に対する請負が当該法人の業務量の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正・適性を損なう恐れがある、累計的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人を指す者と解すべきである。当該、普通地方公共団体等に対する請負量が当該法人の業務量の半分以上を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は主として同一の行為をする法人に当たるものというべきであるが、全体の業務量の半分以上を超えない場合であっても、当該請負が、当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が町の職務執行の公正、適性を損なう恐れが累計的に高いと認められる程度に至っているような事情がある時に、当該法人は主として同一の行為をする法人にあたるといいうるのである。

また、過去の裁判例によれば、業務量の45%の請負量については、業務の主要部分を占めていることを肯定した例もありますから、だいたい40%程度の請負量を超える場合が問題になると法律解釈されると説明を受けて来ました。

疑惑を持たれた芦北町審査会にとっても議員にとっても、法に抵触することがあってはならないことなので、私も情報が匿名希望の投書でしたので、真実性があるのかないのか自分なりに調べてみました。

担当課に行き、資格審査申請書、開札調書を見せていただきましたが、代表者が議員の法人であっても一年間の工事高に比べ、請負率が少なく、問題ありませんでした。他の法人は、

資格審査申請書に記載の年間工事高、金額と町との請負工事契約金額が半分を超えている場合もありましたが、代表者が議員でないため、問題なしと考えましたが、念のため熊本法務局八代支局に行き、登記簿謄本を受け取り調べてみたところ、町の資格審査申請書に記載されている代表者は家族ですが、登記簿謄本には議員自身も代表取締役に記載されています。それと、県が出している経営事項審査結果通知書の2年平均、完成工事高と売上高のパーセンテージが100%になっていて、2年平均の元請完成工事高が売上高の半分を超えています。

どういふことか分からないので、意味を確かめるために県庁の監理課建設業班に問い合わせ説明を求め聞いてみたら、記載の法人の1年間の法人売上高金額の100%が完成工事高金額であり、そのうちの元請完成工事高金額が年間売上高金額の半分を超えていることを意味しますと答えられました。

そこでお聞きます。芦北町工事入札指名審査会の公正・公平性及び信頼性を示すうえでも、地方自治法、議員の兼業禁止、第92条の2に抵触していない請負根拠を示してお答えください。

○議長（藤井公明君） 坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 今、おっしゃいました50%関係のお話でございますけれども、資格審査申請書に記載された売上額は、建設業の許可を与えた熊本県が工事請負業者としての定義を審査した時のもので、工事に限定された請負額となっております。町としてはそれ以外の物品販売等含めた総売上も考慮して、現在判断をしている。特定そのものについてはできませんので、町としてはその分については問題ないと考えております。

以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 最高裁の判例では、年間業務量に対し過去5年分の平均請負値を用いられております。私は2年平均しか調べていませんので、しっかりと今後調べてみていただきたいと思います。

次の質問に入ります。

基本条例を今は検討することはございませんと答弁をされました。竹崎町長は昭和50年、20代で議員に初当選し、平成6年40代で町長に当選し、今まで37年間にわたり町民の暮らしを守り、町の発展に全力を尽くしてこられました。12月末に再選され、新たな竹崎町政の4年間が始まっています。任期を全うされると40年以上の実績になり、芦北町の歴史に名を残す政治家だと思います。

今回、町長の政治決断を発揮され、先ほども言いましたが、町3役及び議員は町民全体の奉仕者であることを認識し、私的な利害関係によって公職の円滑な運営と公正・公平な遂行を妨げたり、町民から疑惑を招くようなことがあってはならないので、1等親の家族を含めて、抜け道のないしばりのある基本条例を検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹崎町長。

○町長（竹崎一成君） 実は自治体基本条例につきましては、全国でですねこれを制定している自治体あるようであります。かつて検討したことはあるんです。しかし、今後全体の自治体の動向を見なければいけないし、自治体の基本的理念につきましては、すでに地方自治法に定められてありますので、それにのっとってやるということ。それと関連条例につきましては、必要な整備は行っておりますので、それらに基づいて行政事務事業を執行することになんら支障はないということから、今日まで至っておりますのであります。

政治倫理条例につきましては、冒頭に申し上げましたように、議会において検討いただければ結構であるかなと思っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 地方自治法にのっとって、全てがいけば町民から疑惑を招いたりすることはないわけであって。このようなことがないように是非議会においても検討をなされると思いますが、是非町長のほうもこの長い政治生活の中で、なんとかこれを作っていただきたいと、このように思ってます。

次に体罰問題について、質問をいたします。文部科学省は12日学校教育法で禁止されている体罰と、生徒指導上認められている懲戒の区別を明確化させる通知を週内に全国の教育委員会に出す方針を決めたと報道していますが、どのような内容の通知だったんですか。お答えください。

○議長（藤井公明君） 本山教育課長。

○教育課長（本山 昭君） お答えいたします。

これはまだ正式な文章はまだ届いておりませんが、インターネットで得た情報でございます。まず「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」という通知が参っております。その中で体罰につきましては、学校教育法で禁止されている決して許されない行為ということが、明確にうたっております。そしてこのような事態を踏まえまして、問題行動を起こす児童生徒に対する指導についてということで、これにつきましては、以前から出ているものでございますが、例えば部活動についてはですね、学校教育の一環として行われるものでございますが、生徒をスポーツや文化等に親しませ、責任感、連帯感のかん養等に資するものであるといったことを再確認し、体罰を厳しい指導として正当化をすることは過ちであるという認識を持てというふうな形で出ております。

そして、体罰は違法行為であるのみならず、児童生徒の心身に深刻な悪影響を与えると。さらに学校及び教員等への信頼を失墜させる行為であるということが書いてございます。そして懲戒ということでございますが、懲戒は学校教育法施行規則に定めます、退学、停学、訓告ですね。それ以外にですね、注意、叱責。もっと具体的になりますと、居残り、別室での指導、規律、宿題を出す、清掃、学校当番割り当て、文書指導などがあるという形で出ております。

実は、この文書は今朝ほど見たばかりでございまして、まだ内容については深く把握しておりませんが、概要このようなことでございます。

以上です。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 体罰は、決して許されることではないと、暴力なんだということ、内容はそうなんだと思います。往々にしてスポーツの世界では、体罰は許されるという風潮もあって、今日本で問題になったこともあります。そこで私、今教育長は現在体罰は起こっていないというふうに言われまして、私もそう願いたいし、私は卒業生から話を聞いてきました。

「学校に在学中は、一人二人はどの学校にも体罰をする先生はいると思う。現に在校中は殴られたこともあるし、殴られているほかの友達を見たこともある」と話してくれました。

そして元教師の体験談も聞いてきました。実際に生徒に手を挙げたことがあり、愛情が伝わったのか、心が通じたのか、自分自身も悩み苦しんだことなど、反省しておられました。

私は体罰は肉体的なものだけではないと思っています。言葉による体罰はどうだったのか。よく体罰は愛のむちなんて言う人がいるが、そんなことはあり得ません。殴られたものの気持ちが分かるのか。絶対服従で殴られて愛情を感じるのか。そもそも児童、生徒が学ぶということは何でしょうか。そもそも教育とは何を意味するのでしょうか。教育長の考えをお聞かせください。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 健全な児童生徒を、そしてまた適切な判断力を身につけさせる、そのようなことを育成することが教育であろうかと思っております。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 学校内に先生たちの悩みを聞く、また生徒が気軽に話ができる、そういう相談員はいるがそういう対策室を作るという考えはないと。教育委員会においても、そのような答弁だったと思います。

暴力・体罰の問題は、いまだに教育の場で少なからずあることを認識し、肉体的な苦痛や恐怖で子どもに言うことを聞かせることは、成長途上の子どもの体だけでなく、心に深い傷を残します。暴力や体罰を教育の場で行うことは、絶対に許されないと思っています。

しかし、大人の一部には体罰を肯定する風潮があり、克服される必要があります。なぜ体罰がいけないのか、多くの方々と根本から考え合い、なくすためにみんなで取り組んでいただきたいと思います。そのためにも、教育委員会内に第3者を入れて、こういうセンタ－的なものを是非設置していただきたいと思います。再度どうでしょうか。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 先ほども申しあげましたとおり、現段階でのいじめ、体罰についての報告は上がってきておりません。そのような指導を、大きい事案が起きないような指導を日頃から続けております。ということから、現段階では今御質問がございました相談室的なものを設置するということは考えておらないところでございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） この卒業生の話では自分が体罰を受けた先生は芦北町から水俣などを転勤するというような、先生は芦北だけじゃなくて転勤したりという働き方ですので、是非委員会の中に津奈木、八代、水俣市を含めてですね、そういった対策室的な、十分、今の答弁で個々の教育または指導はしてるということでしたが、いろいろ近隣ですね意見も取り入れ、また外部の第3者の方の意見も取り入れるということで、よくこういうことはないと思いますが、教育委員会は殻にこもってるというか、外部に漏れないというなんか閉鎖的なイメージが持たれています。そういうのを払拭するためにも外部の人を入れてオープンにして、誰でも気軽に話せると言いますか、そういう相談できるという体制を是非作っていただきたい。検討していただきたい。このように思いますが、再度答弁を求めます。

○議長（藤井公明君） 竹浦教育長。

○教育長（竹浦裕道君） 失礼いたします。

先般、安倍内閣の方から発表されました教育再生実行会議の提言の中で、教諭や保護者らがいじめを確認した際、まずは学校や教育委員会に通報し、その中で対策を講じ、そして解決されない場合は、第3者機関で解決を図る、そのような修正がなされております。そのようなこともございます。私たちもしっかりした現場確認をしながら、子どもたちの安全・安心を確保していきたいと考えております。

現段階では、何回も申しあげますように設置の考えはないとでございます。

○議長（藤井公明君） 坂本君。

○1番（坂本 登君） 芦北町は、町長のはじめ、子どもを一番大事にする、また子育てにも非常に手厚い町であります。だからこそ、子どもたちに寄り添って、やっぱりこれはこの前のいじめの時も取り上げましたけど、やっぱり心から寄り添い、やっぱり溶け込んでいただきたい、このようなことをお願いして私の質問を終わります。

○議長（藤井公明君） 坂本君の質問が終わりました。

以上で一般質問を終わります。本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

-----○-----

散会 13時38分

平成25年第2回芦北町議会定例会議事日程（第3号）

平成25年3月15日
午前10時開会
於 議 場

1 議事日程

（一括議題＝日程第1から日程第22まで）

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第1 | 議案第4号 | 平成25年度芦北町一般会計予算 |
| 日程第2 | 議案第5号 | 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第3 | 議案第6号 | 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第4 | 議案第7号 | 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第5 | 議案第8号 | 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第6 | 議案第9号 | 平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第7 | 議案第10号 | 平成25年度芦北町有温泉事業特別会計予算 |
| 日程第8 | 議案第11号 | 平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算 |
| 日程第9 | 認定第12号 | 平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第13号 | 平成25年度芦北町水道事業会計予算 |
| 日程第11 | 議案第14号 | 芦北町健康づくり推進条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第15号 | 芦北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第16号 | 芦北町製塩施設条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第17号 | 芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第18号 | 芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第19号 | 芦北町清掃センターの技術管理者の資格を定める条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第20号 | 芦北町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第21号 | 芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第22号 | 芦北町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第23号 | 芦北町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |

日程第21 議案第24号 芦北町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について

日程第22 議案第25号 芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

日程第23 議員派遣の件

(一括議題＝日程第24から日程第27まで)

日程第24 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第25 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出

日程第26 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出

日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

(閉 会)

2 出席議員（16人）

1番 坂 本 登 君	2番 林 田 燿 宏 君
3番 宮 内 道 則 君	4番 寺 本 順 一 君
5番 古 村 逸 男 君	6番 白 坂 康 浩 君
7番 草 野 安 道 君	8番 前 田 徹 一 君
9番 元 山 秀 志 君	10番 宮 尾 秀 行 君
11番 平 松 洋 一 君	12番 川 尻 成 美 君
13番 水 口 宣 之 君	14番 岡 部 恵 美 子 君
15番 寺 本 修 一 君	16番 藤 井 公 明 君

3 欠席議員（0人）

4 説明のため出席した者の職氏名（18人）

町 長 竹 崎 一 成 君	副 町 長 藤 崎 正 司 君
教 育 委 員 長 澁 谷 百 鍊 君	教 育 長 竹 浦 裕 道 君
総 務 課 長 坂 梨 優 君	企画財政課長 井 上 民 男 君
税 務 課 長 吉 田 茂 君	住民生活課長 楠 原 清 照 君
福 祉 課 長 宮 下 祐 一 君	農林水産課長 柳 田 豊 彦 君
商工観光課長 山 元 信 作 君	建 設 課 長 山 口 純 志 君
上下水道課長 湯 野 一 之 君	会計管理者兼会計室長 早 川 純 一 君
田浦基幹支所長 野 口 博 司 君	教 育 課 長 本 山 昭 君
生涯学習課長 藤 井 哲 郎 君	農業委員会事務局長 江 上 繁 君

5 職務のため出席した事務局職員の職氏名（2人）

議会事務局長 寺 川 健 一 君 次長（主幹） 福 田 貴 司 君

議員派遣の件

次のとおり議員を派遣する。

1 第38回町村議会議長・副議長研修会

- (1) 目 的 分権時代に対応する議会の活性化に資するため
- (2) 派遣場所 メルパルクホール（東京）
- (3) 期 間 平成25年5月28日（火）～30日（木） 3日間
- (4) 派遣議員 議長・副議長

平成25年3月15日

芦北町議会議長 藤 井 公 明

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（藤井公明君） おはようございます。

直ちに、本日の会議を開きます。本日の会議は、お手元に配付しております議事日程のとおりであります。

-----○-----

- | | | |
|-------|--------|--|
| 日程第 1 | 議案第 4号 | 平成25年度芦北町一般会計予算 |
| 日程第 2 | 議案第 5号 | 平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算 |
| 日程第 3 | 議案第 6号 | 平成25年度芦北町介護保険事業特別会計予算 |
| 日程第 4 | 議案第 7号 | 平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計予算 |
| 日程第 5 | 議案第 8号 | 平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算 |
| 日程第 6 | 議案第 9号 | 平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算 |
| 日程第 7 | 議案第10号 | 平成25年度芦北町有温泉事業特別会計予算 |
| 日程第 8 | 議案第11号 | 平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算 |
| 日程第 9 | 認定第12号 | 平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算 |
| 日程第10 | 議案第13号 | 平成25年度芦北町水道事業会計予算 |
| 日程第11 | 議案第14号 | 芦北町健康づくり推進条例の制定について |
| 日程第12 | 議案第15号 | 芦北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について |
| 日程第13 | 議案第16号 | 芦北町製塩施設条例の制定について |
| 日程第14 | 議案第17号 | 芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第15 | 議案第18号 | 芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第16 | 議案第19号 | 芦北町清掃センターの技術管理者の資格を定める条例の制定について |
| 日程第17 | 議案第20号 | 芦北町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第18 | 議案第21号 | 芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について |
| 日程第19 | 議案第22号 | 芦北町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第23号 | 芦北町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第24号 | 芦北町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について |

日程第 2 2 議案第 2 5 号 芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について

○議長（藤井公明君） 日程第 1、議案第 4 号「平成 2 5 年度芦北町一般会計予算」から日程第 2 2、議案第 2 5 号「芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」までを一括議題とします。

それでは、定例会初日に各常任委員会に付託しておりましたので、委員長に報告を求めます。

質疑は、3 人の委員長報告が終了したのち、一括して行います。はじめに、元山総務常任委員長。

○総務常任委員長（元山秀志君） 皆さん、おはようございます。ただいまから、総務常任委員長報告を申し上げます。

総務常任委員会に付託されました議案第 4 号「平成 2 5 年度芦北町一般会計予算」について、委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

平成 2 5 年度の一般会計予算総額は平成 2 4 年度比 1. 3 % 増の 9 8 億 9, 8 0 0 万円となっており、地方交付税は、2. 1 % 減の 4 4 億円が見込まれております。

以下、審査過程において論議された主なものについて申し上げます。

企画財政課では、湯浦駅の利用環境向上のために駐輪場改修費が計上されています。また、国際交流事業では、ふるさとづくり基金等を活用した中高生の英国派遣などが計画されています。

主な質疑として、地方交付税が下がってきているが、今後の財政運営の見通しはとの質疑に対し、合併算定替えの失効を考慮し、基金の積み増し、起債残高の減少などに努める必要があるとの答弁がありました。

中高生の英国派遣事業の目的や人選方法等はとの質疑に対し、急速に進展する国際社会に対応すべく、早くから外国を体験することにより国際化の推進力となる人材の育成を目的としており、英国での生活体験や、現地の子供達との交流等を通して英国の文化・歴史について学習できるよう計画している。

派遣される中高生の選考にあたっては、校長会等で十分説明し公募したのち、国際交流協会で作文や面接により選考したいとの答弁がありました。

水俣芦北フィールドミュージアム事業を 2 年間行った評価と効果はとの質疑に対し、1 年目は指導者育成の研修を行い、2 年目は研修を受けられた方を講師に事業展開を行ったことにより、きめ細かい体験の指導ができ、参加者にも好評の事業となっている。また、新たに温泉塩施設ができるのでその体験メニューも加えたいとの答弁がありました。

総務課では、歳入における財産収入が、高岡地区と女島地区にメガソーラーが進出したことにより大幅な増額となっています。

主な質疑として、町長交際費を前年度と同額計上した理由や特産品の効果はとの質疑に対し、予測がつかない分があり同額を計上した。特産品は芦北町全体として効果が上がってい

るとの答弁がありました。また、町長交際費について、公的な支出先の明記や月1回の広報紙への掲載、減額を検討して欲しい旨の発言がありました。

庁舎における太陽光発電施設の設置について、売電の見込み額と費用対効果はとの質疑に対し、売電については検討中であるが、売電した場合は基金に積み立てる予定である。基本的には災害対策の拠点として最低限1昼夜の電気を蓄電池により確保することが目的であるとの答弁がありました。

入札について、芦北の業者のランク分けと共同企業体を組む場合にはどのように組み分けしているのかとの質疑に対し、県の点数、評価によりランク分けをしている。共同企業体については町内企業を中心に考えるが、組み分けは工事内容によって行っているとの答弁がありました。

質疑終了後、町長交際費の300万円について、今年度実績が2月末で200万円ほどの執行状況であることや特産品の経費は町長交際費としてはそぐわないという反対討論がありました。それに対し、この特産品は町全体のPRとなっており、見えないところで経済効果が生まれているという賛成討論があり、起立による採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決することに決しました。

議会事務局は、毎年固定的に支出される経常的な予算が主ですが、共済費の負担率が減ったことなどにより減額予算となっております。

主な質疑として、議長交際費が議会交際費に名称が変わった理由と、内容を透明化し毎月の公表を考えていないかという質疑に対し、議長出席は議会代表としての出席であること、要綱に基づき議長と一緒に出席した場合に係る経費も交際費の対象としていることから、議長だけではないという意味合いも含めたところである。交際費の公開や内容等についても要綱に基づいて年1回公表しているとの答弁がありました。

また、議会改革の条例を作りたいが、それに向けての話し合いの場を設けて欲しい。勉強会などを行い議会活性化への取り組みを進めるべきではないかという発言があり、意見集約した結果、本委員会を中心に議会運営委員会と連携を取りながら協議を進めるよう議長に申し入れすることを全会一致で決定しました。

田浦基幹支所では、水俣病特別措置法の救済申請手続きが終了したことに伴う戸籍手数料の減が見込まれ、減額計上となっております。

主な質疑として、基幹支所庁舎の耐震の調査・補強はどうなっているのかとの質疑に対し、以前実施した耐震調査の結果は耐震補強が必要であるとの報告があったため、今定例会初日の平成24年度一般会計補正予算で耐震改修実施設計委託料が予算措置されているとの答弁がありました。

税務課では、半導体関連企業等の事業環境が厳しいことから法人町民税が減額計上されています。固定資産税は、東海カーボンとテラプローブの償却資産減免額の減等により増額予算が計上され、町たばこ税も県たばこ税と町たばこ税の調整などにより増額予算が計上されています。新規事業として地方税における申告、申請、届出等の手続きをインターネットを利用して電子的に行うeLTAX（エルタックス）が計画されています。

地籍調査室では測量工程業務が完了したことにより、減額予算が計上されています。

主な質疑として、地籍調査について、筆界未定の処理と今後の対応、地権者による境界の揉め事や苦情の対応はとの質疑に対し、境界については地権者同士の合意となるので職員はタッチできない。苦情等に対しては調査時の図面をもとに地権者と一緒に現地確認しながら対応しているが、最終的には地権者同士の話し合いになるとの答弁がありました。

喫煙者が減少する中、町たばこ税が増額計上された理由はとの質疑に対し、1,000本につき、わかば等の旧3級品がプラス305円、旧3級品以外がプラス644円、県から町に移管されるため増収を見込んでいるとの答弁がありました。

また、滞納繰越分について、歳入に計上されている額に近づくよう徴収の努力をさせていただきたい旨の発言がありました。

以上が論議されました主な内容であります。議案第4号「平成25年度芦北町一般会計予算」につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会に付託されました事件の審査経過と結果報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 元山君。

○総務常任委員長（元山秀志君） 委員長報告を申し上げたばかりですが、ここで訂正をお願いいたします。2ページ、総務課に関わる主な質疑のところでは私が町長交際費というふうに発言をいたしました。予算項目では町交際費となっておりますので4か所ございます。この点について訂正をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 次に、草野建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） おはようございます。建設経済常任委員長報告を申し上げます。

建設経済常任委員会に付託されました事件のうち、予算関係6議案、条例関係7議案及び陳情1件について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第4号「平成25年度芦北町一般会計予算」について申し上げます。

まず建設課では、新たに取組む南九州西回り自動車道建設補償事業に伴う渇水対策や町道射場芦北線改良などの主要事業について説明があり、予算計上額は、7億1,896万8千円で、対前年比1,013万8千円の増となり、委員から、渇水対策で行う伏木氏地区及び河原地区の詳細な事業内容はどのようなものかという質疑に対し、伏木氏地区は、井戸から汲み上げた水を2箇所の溜池に配水し、川に流す工事及び用地等の補償。また、小田浦の河原地区では、南九州西回り自動車道のトンネル湧水をポンプで河原川及び葉山川上流に設置する貯水槽に送水し、川に流す工事及び用地等の補償であるとの答弁がありました。

商工観光課では、湯浦温泉センター改修事業及び商工業振興事業などの主要事業について説明があり、予算計上額は、5億7,049万2千円で、対前年比1億1,572万5千円の増となり、委員から、商工業振興事業補助金2,188万1千円の詳細な内容はどのようなものかという質疑に対し、町内の緊急経済対策として、これまでも好評であったプレミアム付地域商品券分を100万円から1,000万円に増額し、併せて、その宣伝等にかかる

補助分１００万円と、新規に小売業等店舗整備補助分１００万円を計上しており、残りは通常の商工会への補助分等であるとの答弁がありました。

上下水道課では、生活排水対策事業費及び飲料水供給施設費の予算計上額が２億１，９２７万５千円、対前年比１３１万３千円の増となり、委員から、飲料水供給施設では、ろ過機の設置は必要なのか、また、マンガン等が検出された場合の対応はどうかとの質疑に対し、ろ過機の設置義務はなく、飲料水供給施設は各水道組合等で管理されており、相談があれば指導や助言を行うとの答弁がありました。

農林水産課では、平成２４年度の繰越分を含めて牛の水漁港整備事業や水田地下水制御システム工事などの主要事業について説明があり、予算計上額は、４億９，９９０万４千円で、繰越分を平成２４年度の補正予算に前倒しして措置したことに伴い、対前年比１億３，１６９万５千円の大幅な減となり、委員から、水田地下水制御システムの取組みは法人に限るのか。また、平成２６年度以降の見込みはどうかとの質疑に対し、サラダ玉ねぎや春そばなどの裏作対策として非常に有効と思っている。施工金額が１０アール当たり５０万円から７０万円かかるが、流動化の促進につながると思うので積極的に進め、県内有数の施工面積を目指したい。なお、法人に限らず一定の条件はあるが地域の方々から要望があれば実施できるので、平成２６年度以降も続けていきたいとの答弁がありました。

農業委員会事務局では、田浦地区の農振・農用地内の非農地判断を芦北町農業振興地域整備促進協議会に提出するとともに、吉尾・大野地区の不在地主を含めた農地利用状況調査などに取組むとの説明があり、予算計上額は、９２７万９千円で、対前年比５１万１千円の減となり、委員から、非農家で定年退職された方が農業を行いたい場合、どのような方法があるのかという質疑に対し、農地法では芦北町の場合、農地取得の下限面積は４０アールであり、営農計画書が必要であるが、利用権設定による農地の借地もできるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第４号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第７号「平成２５年度芦北町簡易水道事業特別会計予算」について申し上げます。

平成２５年度は、老朽化した施設の更新と併せて耐震化を図るため、田浦地区簡易水道改修事業などを行うとの説明があり、予算計上額は、７，５００万で、対前年比２，３００万円の減となり、委員から、田浦地区での詳細な事業内容はどのようなものかという質疑に対し、宮田水源地の管理棟、取水ポンプ、送水ポンプ及び電気計装設備等の更新を行うとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第７号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第８号「平成２５年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算」について申し上げます。

平成２５年度も脱水車等による汚泥の搬出コスト削減及び管路の不明水調査などを継続

して取組むとの説明があり、予算計上額は、2億1,790万円で、対前年比90万円の増となり、委員から、これまでの不明水調査で、主な原因が分かっているのか。それは、当初の工事とは関係ないのかとの質疑に対し、主な不明水は、取付管継手及びマンホール継手からであり、外部からの衝撃を受けやすい所であるため、工事の不良ではないとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第8号については全会一致で原案のとおり可決すべきものとしました。

次に、議案第9号「平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算」について申し上げます。

平成25年度も市町村設置型の浄化槽741基に対する維持管理が主なものであるとの説明があり、予算計上額は、5,630万円で、前年度と同額になっており、委員から、浄化槽法定検査手数料が765基分とあったが、この差は何かという質疑に対し、現在、使用を休止されている浄化槽を含んでいるためであるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第9号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「平成25年度芦北町有温泉事業特別会計予算」について申し上げます。

平成25年度は、ヘルシーパークの浴室天井張替えやトイレ改修などを行い、また、湯浦温泉センターは改修工事期間中、休業するとの説明があり、予算計上額は、1億2,130万円、対前年比1,260万円の増となり、委員から、大野温泉は指定管理者がJAに変わり経営改善されていると思うが、委託料が前年と同額であるのは何故かとの質疑に対し、町とJAの協定が3年継続のためであるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第10号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「平成25年度芦北町水道事業会計予算」について申し上げます。

平成25年度は、城山配水池の完成後に旧配水池の解体工事などを行うとの説明があり、予算計上額は、収益的収支予算と資本的収支予算の合計が2億4,610万円で、城山配水池築造工事費等の減により、対前年比4億1,256万1千円の大幅な減となり、委員から、収益的収入の消費税還付金は何かとの質疑に対し、前年度に大規模な工事を行っており、水道使用料に含めて受けた消費税より工事費等に含めて支払った消費税が多くなっているため、還付されるとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第13号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第16号「芦北町製塩施設条例の制定について」申し上げます。

商工観光課長から第1条の（設置）から第19条の（委任）までの説明がありました。委員から、別表に記載してある施設使用料が限度額としてあるが、高いのではないかという質疑に対し、最長1泊2日の体験コースをはじめ、最短では40分コースを考えており、何種

類かの体験コースを設定し、人件費や燃料費等を考慮した上で、各体験コースに見合う施設使用料とするため、限度額としているとの答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第16号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号「芦北町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」申し上げます。

建設課長から、議案の内容は、地域主権改革一括法の施行に伴い、国で定めてあった基準等を参酌し、また、本町独自の基準を加える必要がないことも確認した上で、必要な事項を条例で定めるものであると説明があり、この件につきましては、質疑・討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号「芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の制定について」申し上げます。

建設課長から、議案第20号と同様に地域主権改革一括法の施行に伴うものであると説明があり、この件につきましては、質疑・討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号「芦北町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」申し上げます。

建設課長から、議案第20号と同様に地域主権改革一括法の施行に伴うものであると説明がありました。委員から、道路標識の寸法を変えらるゝとなれば、どうなるのかという質疑に対し、第3条に関する別表の備考に記載しているとおり、案内標識板及び警戒標識板の寸法及び文字等の大きさは必要に応じて拡大することができると答弁がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、議案第22号については全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号「芦北町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」申し上げます。

建設課長から、議案第20号と同様に地域主権改革一括法の施行に伴うものであると説明があり、この件につきましては、質疑・討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号「芦北町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について」申し上げます。

建設課長から、議案第20号と同様に地域主権改革一括法の施行に伴うものであると説明があり、この件につきましては、質疑・応答もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号「芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」申し上げます。

上下水道課長から、地域主権改革一括法の施行に伴い、水道法も一部改正されており、国で定めてあった資格及び基準を参酌し、また、本町独自の内容は設けず、必要な事項を条例

で定めるものであると説明があり、この件につきましては、質疑・討論もなく、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、本定例会の初日に建設経済常任委員会に付託されました「湯浦地域の振興と安全安心のまちづくりに関する陳情」について審査を行いましたので結果を御報告申し上げます。

委員から、陳情の件は、内容が多岐にわたり、文教厚生常任委員会にも審査が付託されており、時間をかけて審査する必要があるのではないかと意見があり、全会一致で継続審査にすべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会に付託されました事件の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 最後に、白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 皆さん、おはようございます。文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

3月4日の本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました予算関係5議案と条例の制定5議案について、審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

はじめに、議案第4号「平成25年度芦北町一般会計予算」について申し上げます。

まず、福祉課の民生費予算総額は、前年度に対し4,921万9千円増の16億6,014万9千円となっております。

増額の主な要因としては、子ども医療費の実績見込みや児童手当が制度改正により減額となった一方、障害者自立支援法の改正により、18歳以上の障害児施設等に係る事務の権限移譲により、障害者自立支援給付費等扶助費が増加したことや保育所の修繕工事費の増が要因であるとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。障害者自立支援法が障害者総合支援法に改正されるが、どう変わるのかとの質疑については、運用自体は変わらないが障害者の範囲の見直しで難病が追加され、重度訪問介護の対象も拡大された。また、地域生活支援事業のメニューが増えたとの答弁がありました。

次に、水俣・芦北地域見守り活動推進事業の内容について質疑があり、これについては、地域福祉座談会を5箇所で開催予定であり、熊本県見守り応援隊の模擬訓練も事業の一部として実施するとの説明がありました。また、町立保育所の民営化関係予算に関連して、1・2月に開催した保護者、職員、区長等への民営化方針素案説明会の状況について報告があり、民営化の見直しや職員の処遇、民営化後の保育内容などについて質疑が行われたが、民営化に対する反対意見は出されていないということでありました。

今後の民営化に向けた事務につきましては、3月中に2回目の保護者説明会を開催予定であり、民営化方針については、3月中に決定し、その方針に沿って民営化事務を進めたいという説明がありました。

住民生活課につきましては、予算総額は人件費を除いて16億1,459万9千円で前年度に対し、1億4,521万9千円の減となっております。

減額の主な要因としては、平成23年度から進めてきました女島活力推進センター建設工事や東部保健福祉センター体育館の解体工事が完了したことによるものであるとの説明がありました。

「町民の健康づくり」を本年度の最重要施策として推進するため、組織の強化、各種保健施策の強力な展開及び住民意識の啓発に取り組み、全町的な健康づくり推進運動の展開を図っていくとの説明がありました。

質疑の主なものを申し上げますと、女島活力推進センターの今後の運営見通しについての質疑では、多目的環境学習広場の整備や花公園、メガソーラー研修来訪者の受入れなど地域内はもとより広く活用を図っていききたいとの答弁がありました。また、ごみステーション内のごみの分別状況についての質疑では、水俣芦北地域はごみの分別においては先進地であり、22品目に分別しており、これまでの啓発活動等により住民の理解も得られ適正に処理されている。今後も更なる分別の徹底を図り、リサイクル率を上げるべく広報等により啓発していききたいとの答弁がありました。

教育課につきましては、平成25年度の人件費を除いた予算総額は、2億5,574万4千円で対前年度比1.8%、457万5千円の減となっております。減額の主な理由については、24年度は中学校の教科書改訂に伴い教師用教科書・指導書の購入がありましたが、その分が減額となっております。

本年度の重点事業として、ICT機器の有効活用では、一般教室への液晶テレビ型デジタル黒板の購入費が計上されております。また、気になる児童生徒への支援及び不登校対策として支援員の経費や中学校に防犯カメラの設置及び大野中学校が26年度統合されることに伴いスクールバスの購入費等が計上されております。

主な質疑を申し上げます。不登校、いじめの状況について質疑があり、これについては、不登校対策支援員2名を配置し対応している。現在、長期不登校児童生徒はいない。また、いじめについては、事案が発覚した場合は、学校で情報を共有し早急に対応することになっているとの答弁がありました。

防犯カメラについては、中学校3校に設置予定であります。未設置の小学校についても早急に設置してほしい。また、小中学校のエアコン設置に係る設計委託料が計上されているが、教育環境充実の観点から積極的に取り組んでほしいとの要望がありました。

生涯学習課では、前年度に対し843万円増の3億3,434万4千円が計上されております。

増額の主な要因については、生涯学習センター及び体育施設の修繕、工事費等の増によるものであるとの説明がありました。

新規事業としては、町指定文化財の「東の城」跡を県文化課と連携し、文化庁の補助を受けて航空レーザーによる測量を実施するとのことであります。

また、体育振興では、本年度から7地域体育協会による町民体育祭の開催や温泉プールでは、20周年記念事業の開催を予定しているとの説明がありました。

主な質疑について申し上げます。社会教育施設の耐震については、どのような計画になっているのかとの質疑では、総務課の耐震診断、改修工事計画に伴って協議しながら対応するとの答弁がありました。また、温泉プールの20周年記念事業の内容についての質疑では、ロンドンオリンピック銀メダリストの松田丈志選手と久世コーチを招聘し、技術指導や講演会を予定しているとの説明がありました。

以上、質疑終了後は討論もなく、当委員会にかかります議案第4号「平成25年度芦北町一般会計予算」については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号「平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算」について申し上げます。

事業勘定については、予算総額は34億180万円で、前年度より8,820万円の減となっています。

減額の主な要因としては、一般被保険者に係る医療費と国保連合会へ納付する共同事業拠出金の減によるものであるとの説明がありました。

直診勘定については、予算総額は5,960万円で、前年度より540万円の減となっています。減額の要因は備品購入費の減によるものとの説明がありました。

委員からは、保険給付費で一般被保険者に係る医療費が1,500万円程減っているが、その要因について質疑があり、これについては、一般被保険者数の減が要因であるとの答弁がありました。また、一般被保険者数が減った分は後期高齢者医療へ移行するため、後期高齢者に係る医療費が増えるとの説明がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第5号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号「平成25年度芦北町介護保険事業特別会計予算」について申し上げます。

予算総額は、20億8,630万円で、グループホーム3施設の事業開始などによる介護サービス受給者の増加等により前年度に対し、9,200万円の増となっております。

説明の後には、質疑、討論もなく、議案第6号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号「平成25年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算」について申し上げます。

予算総額は、3,070万円で、前年度に対し60万円の増となっております。

高校の新規借り入れが少ないのは何故かという質疑に対しては、国の施策で、高校の授業料無償化がその理由であるという答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第11号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号「平成25年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算」について申し上げます。

予算総額は2億6,340万円で、低所得者に対する保険料軽減分の増などにより、前年度に対し920万円の増となっています。

説明の後は質疑、討論もなく、議案第12号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第14号「芦北町健康づくり推進条例の制定について」申し上げます。町民の健康づくりの施策を総合的かつ計画的に推進し、町民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる活力ある町の実現に寄与することを目的とされております。

本条例に基づき、各種保健事業の強力な展開や健康に対する住民意識の啓発に積極的に取り組むため、住民生活課内に健康づくり推進室を設置する予定で総務課と協議中とのことであります。

また、条例に規定する健康づくり推進計画の中で、特に身体活動、運動の推進、歯の健康づくり、生活習慣病の発症予防等に重点を置き、住民の健康づくりに取り組むとの説明がありました。

主な質疑については、この条例は本町独自の条例であるのかとの質疑に対し、芦北町独自の条例であり、県下でも初めて制定されるものであるとの答弁がありました。

また、健康づくりについては、運動も大切であるため関係課との連携を図る中で進めてほしいという意見がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第14号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「芦北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」申し上げます。新型インフルエンザ等対策特別措置法が平成24年5月11日に公布され、市町村において対策本部を条例で定めるよう規定していることから制定するとの説明がありました。

また、市町村対策本部は新型インフルエンザ等緊急事態宣言以降、市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策を、的確かつ迅速に実施するために設置するとのことであります。

以上、議案第15号については、質疑、討論もなく全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第17号「芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」及び議案第18号「芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定」につきましては、関連があるため一括議題として審査をいたしました。

議案第17号及び議案第18号につきましては、今回の地域主権一括法等の施行に伴い、介護保険法が改正され、従来、厚生労働省令で定めていた地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る規定が条例に委任されたことから制定するとの説明がありました。

議案第17号の対象は、要介護1から要介護5の人が利用する地域密着型サービスで、議案第18号については、要支援1から要支援2の人が利用する地域密着型介護予防サービスであるとのことでありました。

なお、町が独自に設ける基準としては、芦北町暴力団排除条例に基づき、地域密着型サービス事業者は暴力団員等ではないこととする独自の規定を設けたことや現在の省令では、サービスの提供に関する記録の保存年限が2年となっているため、介護報酬の返還請求権の期間との整合性を図るため5年間に延長する規定、また、地域密着型介護老人福祉施設の居室の一室あたりの定員は原則1人となっておりますが、入所待機者数や県の居室の定員の基準を考慮し、プライバシーの確保等に留意したうえで、特に必要な場合には4人以下の設定ができる旨を町独自の規定としているとの説明がありました。

質疑については、町内の地域密着型サービスに多床室はあるのかとの質疑に対し、現在、町内の地域密着型サービス入居施設はユニット型個室のみであり、今後のための基準であるとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第17号及び議案第18号について、それぞれ採決を行い全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第19号「芦北町清掃センターの技術管理者の資格を定める条例の制定について」申し上げます。地域主権一括法の施行により廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部が改正されたことに伴い、市町村が設置する一般廃棄物処理施設における技術管理者の技術資格に関する基準が条例に委任されたため制定するものであるとの説明がありました。

質疑については、一般廃棄物処理施設は町内にあるのか、また、現在、技術資格を持った者がいるのかとの質疑に対し、清掃センター及び田浦事業所がその施設であり、資格保持者は現在いますが、専門研修を受講し、更に知識を高め能力の向上を図るとの答弁がありました。

質疑終了後は討論もなく、議案第19号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員会に付託されました事件の審査経過と結果の報告を終わります。

○議長（藤井公明君） 委員長報告が終わりました。これから、委員長報告に対する質疑を一括して行います。質疑ありませんか。川尻君。

○12番（川尻成美君） まず、文教厚生委員長と建設経済委員長に質疑をいたします。

議案第14号の、健康づくり推進条例の制定ということで、本町独自の制定ということがありますが、8条に健康づくり推進計画というのが載っておりますけれども、これを制定をして、これが軌道に乗るといいますか、運用するにはこの計画が作成されて初めて動くというふうに感じますが、作成はできているのか、いつ作成が、作成されるのか。そういう点で第1点、お聞きいたします。

そして建設経済委員長に同じく、16条では芦北町の独自の事業であります製塩施設条例が制定されましたが、1条に御立岬温泉水と不知火海の塩水を活用というふうにありますけ

れど、まあ、御立岬温泉の温泉は分かりますが、不知火海の海水の活用ということで、どう
いう方法で活用されるのかというのが1点。

2点目が、業務においては、やはりこれは特産品を開発して売ったり、塩の製造販売ほか
もありますが、これについて質疑では体験のほうの質疑だけしか報告してありませんけども、
たぶん質疑はあったと思いますが、これを運営するにあたっては、やはり収支の見込み等、
運営のほうを議論されておると思いますが、どういう議論があったのかお教えいただきたい
と思います。以上です。

○議長（藤井公明君） 質疑者に申し上げます。議案番号をきちんと明確にしてから質疑して
ください。

それでは答弁を求めます。白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 議案第14号の芦北町健康づくり推進条例の制定につ
いて、これは町独自の条例でございますが、まずその説明を受けたのは初期の段階でお医者
さんに行かないようにできるように、町の方で予防をするということで、これは住民生活課
だけで頑張ってもできる問題ではございませんので、全課長に健康づくりに対する御協力等
をお願いしながら今後、検討会議を開いて、その中で検討しながら今後の取組みをやってい
きたいということで、今後の課題としてやられると思います。作成をされると思います。

○議長（藤井公明君） 草野建設経済常任委員長。

○建設経済常任委員長（草野安道君） 不知火海の塩について申し上げます。これは不知火
海、海の水ですけれども、これをタンクで製塩施設に持ってきて、それを塩にした、塩釜等
で炊いて塩にするということでございます。それから2点目の製塩施設の収支についてでござ
いますが、これについては検討はしておりません。以上です。

○議長（藤井公明君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） これで質疑を終わります。

これから議案第4号から議案第25号までを順次討論を行い、採決します。

日程第1、議案第4号「平成25年度芦北町一般会計予算」について、討論ありませんか。
坂本君。

○1番（坂本 登君） 議案第4号、平成25年度芦北町一般会計予算に対し反対の立場で討
論します。本一般会計予算には交際費として一昨年、昨年と執行額が余っているにもかかわ
らず、昨年と同じように300万円が計上されています。私は本予算の全てに反対ではあり
ませんが、これまでの定例会でも交際費は町長の政治姿勢の問題であり、担当課長に任せず
思い切って削減し、毎月明確に公開するべきだと求めてきました。以下、3点の反対の要旨
について簡潔に述べます。

1点目は交際費予算の執行残高が、2月末現在で当初予算の約3分の1、100万円近く
余っているにもかかわらず昨年度と同額の300万円が計上されているのは、予算編成上問
題があります。それぞれの部署でこのような予算編成が行われるならば、予算編成の意味が
なくなること。

2点目は、交際費の中には地域特産品の宣伝という大義名分で土産品として執行される費用が執行額の半分余りと多く、毎月明確に公開されていません。これらは交際費での予算計上にはそぐわないこと。

3点目は、交際費の金額そのものが他自治体に比較し非常に高すぎること。

以上の理由で、議案第4号、平成25年度芦北町一般会計予算には反対いたします。

○議長（藤井公明君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。寺本修一君。

○15番（寺本修一君） 賛成討論を申し上げます。平成25年度一般会計予算は総額98億9,800万円で、町民ニーズを汲取った町民生活の安全安心の実現を視点に適正に編成されたものであります。施策の六つの柱、1、魅力的な地域づくりから6の効率的な行政組織づくりであり、この中には18歳までの子ども医療費無料化などの福祉、全て未来の子どもたちへの教育費、メガソーラー関連予算、湯浦温泉センター改修事業、諸々の産業振興費などがあります。町交際費について、ただいま反対討論がありましたが、今申し上げた全てに反対するわけではないということでありましたが、反対討論をすることは全ての予算に反対することになります。日頃から主張されていることと矛盾いたしませんか。全てに反対しないのであれば修正動議を出すべきであります。

町交際費300万円はすでに節約に努められ、24年度末で、見込みで230万円で、使途についても広報紙で情報を開示され、ガラス張りであります。東京に要望陳情に行きますと、各省庁、議員会館に、焼酎蔵分（あしきた）、真つ清水が展示され、全国に芦北町を発信しております。また、このことが予算獲得にも多大に、私は貢献していると思います。

また本年に入りまして、すでに3件の行政視察があり、今後も本町への視察が増加するものと思います。突発的事業に対処するために、余裕ある予算措置は必要であります。また、前年に比べまして予算に占める交際費率は下がっております。町長が個人的に飲食接待に使途するものではなく、町行政活動推進費的な町交際費で、適切な予算措置と私は思います。よって賛成であります。

○議長（藤井公明君） これで討論を終わりますが、討論はできるだけ簡潔に願いたいと思います。

これから、議案第4号を採決します。お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議がありますので、起立によって採決します。委員長報告のとおり、決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（藤井公明君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第2、議案第5号「平成25年度芦北町国民健康保険事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから議案第5号を採決します。お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決しました。

○議長（藤井公明君） 日程第3、議案第6号「平成25年度芦北町介護保険事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第6号を採決します。お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決しました。

ここで10分間休憩します。

—————○—————

休憩 午前11時03分

再開 午前11時16分

—————○—————

○議長（藤井公明君） それでは休憩前に続き会議を開きます。

白坂文教厚生常任委員長から発言の申し出がっております。これを許します。白坂文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 先ほど、文教厚生委員長報告をいたしました但、すみません、文言の誤りがありました。1ページのところの下から2行目、民営化の見直しや職員の処遇であります但、私はそこを民営化の見直しと読んでしまいましたので、訂正のほどをよろしくお願いいたします。見通しをですね。すみません。民営化の見直しや職員の処遇に訂正をさせていただきます。お願いします。

○議長（藤井公明君） 見通し。

○文教厚生常任委員長（白坂康浩君） 見通しです。

○議長（藤井公明君） じゃあ、あの、見直しと発言したということですが、見通しに訂正と。

これから、常任委員長にも申し上げておきます但、あの一、時間はじっくりかけていいです、ので、できるだけ間違いがないように極力お願いを、これは議長からお願いをしておきます。長い文章です、のでそういうこともあろうかと思いますが、極力よろしくお願いします。

○議長（藤井公明君） 日程第4、議案第7号「平成25年度芦北町簡易水道事業特別会計予算」について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第7号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第5、議案第8号「平成25年度芦北町農業集落排水事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第8号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第6、議案第9号「平成25年度芦北町生活排水処理事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第7、議案第10号「平成25年度芦北町有温泉事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第 8、議案第 11 号「平成 25 年度芦北町奨学資金貸付事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 11 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第 9、議案第 12 号「平成 25 年度芦北町後期高齢者医療事業特別会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 12 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 12 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第 10、議案第 13 号「平成 25 年度芦北町水道事業会計予算」について、討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 13 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 13 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第 11、議案第 14 号「芦北町健康づくり推進条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 14 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１４号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第１２、議案第１５号「芦北町新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１５号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１５号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第１３、議案第１６号「芦北町製塩施設条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１６号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１６号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第１４、議案第１７号「芦北町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１７号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１７号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第１５、議案第１８号「芦北町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１８号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１８号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第１６、議案第１９号「芦北町清掃センターの技術管理者の資格を定める条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第１９号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第１９号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第１７、議案第２０号「芦北町が管理する町道の構造の技術的基準を定める条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２０号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２０号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第１８、議案第２１号「芦北町が管理する町道に係る移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の規定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第２１号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第２１号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第 19、議案第 22 号「芦北町が管理する町道に設ける道路標識の寸法を定める条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 22 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第 20、議案第 23 号「芦北町準用河川管理施設等の構造の技術的基準を定める条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 23 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第 21、議案第 24 号「芦北町都市下水路の構造の技術上の基準等に関する条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 24 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（藤井公明君） 日程第 22、議案第 25 号「芦北町水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定について」討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 25 号を採決します。

お諮りします。委員長報告は、原案可決であります。委員長報告のとおり、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第23 「議員派遣の件」

○議長（藤井公明君） 日程第23「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。議員派遣の件については、地方自治法第100条及び会議規則第117条の規定により、お手元に配布のとおり派遣することとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、「議員派遣の件」はお手元に配布のとおり派遣することに決定しました。

議員派遣につきましては、やむを得ず、目的先、期間及び派遣議員について変更を生じる場合は、議長一任を願いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、議長一任とすることに決定しました。

—————○—————

日程第24 総務常任委員会の閉会中の継続調査の申出

日程第25 建設経済常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出

日程第26 文教厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び継続調査の申出

日程第27 議会運営委員会の閉会中の継続調査の申出

○議長（藤井公明君） 日程第24から日程第27までの各委員長の閉会中の継続審査及び調査の申し出を一括議題とします。お諮りします。各委員長からお手元に配布の申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藤井公明君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は、すべて終了しました。会議を閉じます。

平成25年第2回芦北町議会定例会を閉会します。

—————○—————

閉会 午前11時30分

—————○—————

○議長（藤井公明君） ここで、3月末をもって退職されます3名の課長より挨拶があります。しばらくの間御清聴願います。なお、挨拶は登壇して願います。

まず始めに坂梨総務課長。

○議長（藤井公明君） カメラ準備をお願いします。カメラが入るまで、しばらく待ちます。もう会議は終わっておりますので。すみません、そのまま御清聴をお願いします。あそこに一人、カメラが用意してあつとにカメラマンがおらんとですよ。

それでは皆さん、よろしくお願いします。始めに坂梨総務課長。

○総務課長（坂梨 優君） 議長の許可をいただきましたので挨拶をさせていただきます。皆さまには貴重な時間を拝することをお許しください。よろしくお願いします。

奉職39年と6か月、現在の竹崎町長をはじめ、4名の町長に仕えてまいりました。議会の皆さまから多くのことに関し叱咤激励もいただきました。これも私が、これまで成長した大きな要因であると感謝をしております。併せて、浅学非才な私をここまで登用していただきました。心から感謝申し上げます。ありがとうございました。また、長年にわたり御指導、御鞭撻をいただき誠にありがとうございます。退職後は、実家であります農林業を楽しみながら、また、地域のために頑張りたいと思います。

今後、芦北町町議会のさらなる発展と、議員各位が健康に留意され、益々の御活躍を祈念申し上げ、お礼の言葉に代えさせていただきます。本当に長年、ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（藤井公明君） 次に、井上企画財政課長。

○企画財政課長（井上民男君） 3月議会の最後のこの場所で、藤井議長の許可をいただいて御挨拶をいただけると、本当に感謝申し上げます。

私も昭和56年に入庁いたしまして、32年と2か月、勤務をさせていただきました。その間、いろいろございました。しかし今、思い浮かべますと感無量でございますが、特に平成22年度の人事異動によりまして、企画財政課長という職を拝命いただきました。その責任感と重責で、この3年間頑張ってきたつもりでございますけれども、いたらない部分もあったかと思っておりますけれども、議員の皆さまの協力によりまして退職の日をもう少しで迎えることになりました。

退職後におきましては、昨日の一般質問でも林田議員がおっしゃいましたけれども、あじさい園の管理と、まあ、いい花が咲くようにですね、管理をしていきたいなというふうに思います。山林のほうもございまして、怪我をしないように間伐をしていきたいなというふうに思います。仕事だけではですね、いけませんので、趣味もいかしながら今後の人生を送っていきたいなというふうに思います。大好きなビールも控えつつ、健康には十分留意をしてですね、長生きをしていきたいというふうに思います。

町議会の皆さまのですね、ますますの御発展と御活躍と、それから芦北町町議会の御発展を祈念申し上げまして御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（藤井公明君） 次に、湯野上下水道課長。

○上下水道課長（湯野一之君） 藤井議長さんの許可を得まして、退職にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。私、在職２８年でございました。これまで議員の皆さま方には、多大なる御支援、御指導を賜りまして、心からお礼と感謝を申し上げます。

退職後におきましては、半分を自分のために、あとの半分は人のためにという思いでおります。今まで体にむち打ってきましたので、まず体のケアを行い、新たな気持ちで再出発をしたいと考えております。

最後に、芦北町並びに芦北町議会のさらなる御発展を祈念し、また、皆さま方の御多幸を祈念申し上げ、御挨拶といたします。本当にありがとうございました。

[拍手]

○議長（藤井公明君） 以上で挨拶を終わりますが、３名の課長におかれましては、町政発展のため、長きにわたり御尽力頂きました事に対し、議会からも心から御礼を申し上げます。今後の御健勝と御多幸を心からお祈り致しますとともに、えー、大変御苦勞いただきました３名の課長さまに、最後にもう一度温かい拍手で送っていただきたいと思います。拍手をお願いします。

[拍手]

○議長（藤井公明君） これで散会いたします。御苦勞さまでした。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

芦北町議会議長

署名議員

署名議員

芦 北 町 議 会 会 議 録
平 成 2 5 年 第 2 回 定 例 会

平成25年3月発行

発行人 芦北町議会議長 藤 井 公 明
編集人 芦北町議会事務局長 寺 川 健 一
作 成 熊日サービス開発株式会社
電 話 (096)361-3274

芦 北 町 議 会 事 務 局

〒869-5498 葦北郡芦北町大字芦北 2015

電 話 (0966)82-2511